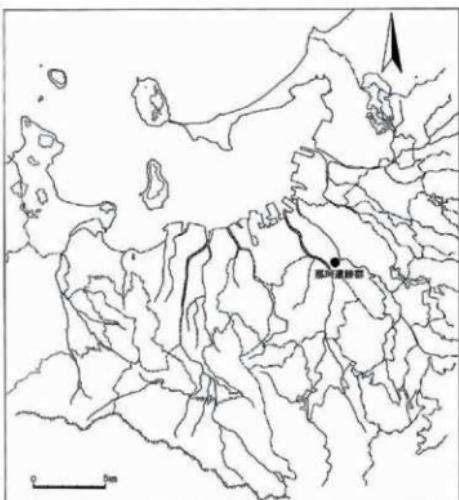


那珂 38

—那珂遺跡群第93次調査報告—

2005

福岡市教育委員会



道路略号 NAK-93
調査番号 0348

序

玄界灘に面して広がる福岡市には豊かな歴史と自然が残されており、これを後世に伝えていくことは現代に生きる我々の重要な努めであります。

福岡市教育委員会では開発事業に伴い、やむをえず失われていく埋蔵文化財については事前に発掘調査を実施し、記録保存に努めています。

今回報告する那珂遺跡群第93次調査においても、発掘調査により多くの貴重な成果をあげることができました。

本書が文化財保護へのご理解と認識を深める一助となり、また研究資料としても活用していただければ幸いです。

最後になりましたが、発掘調査から本書の刊行にいたるまで、参松工業株式会社をはじめとする関係各位のご理解を賜り、ご協力をいただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。

平成17年3月31日

福岡市教育委員会

教育長 植木 とみ子

例 言

1. 本書は福岡市教育委員会が平成16年度に博多区東光寺2丁目34他において実施した那珂遺跡群第93次調査の発掘調査報告書である。
2. 遺構の実測は長家伸が行った。
3. 遺物の実測は長家、吉留秀敏、林田憲三が行った。
4. 製図は長家が行った。
5. 写真は長家が撮影した。
6. 本書で用いる方位は磁北であり、座標北から6°西偏し、真北から6°18'西偏する。なお座標は日本測地系を使用している。
7. 本書で用いる遺構番号は通し番号にし（一部欠番あり）、報告の際には遺構の性格を示す略号を付して表記している。略号は井戸（S E）、土坑（S K）、溝（S D）、ピット（S P）である。
8. 付編として日野尚志先生（佐賀大学名誉教授）より「比恵・那珂遺跡群を中心にして諸問題を考える」をいただいている。
9. 本書に関わる図面・写真・遺物等の全資料は福岡市埋蔵文化財センターで収蔵・保管されるので、活用いただきたい。
10. 本書の編集・執筆は、旧石器時代出土遺物については吉留、それ以外については長家が行った。

遺跡調査番号	0348		遺跡略号	NAK-93	
所在地	博多区東光寺2丁目34他		分布地図番号	37-0085	
開発面積	2924.04m ²	調査対象面積	792m ²	調査面積	781m ²
調査期間	平成15年9月22日～平成15年11月7日		事前審査番号	14-2-883	

本文目次

I	はじめに	1
1	調査にいたる経過	1
2	調査体制	1
II	調査の記録	4
1	調査経過	4
2	遺構と遺物	5
1)	土坑	5
2)	井戸	8
3)	溝	14
4)	包含層出土遺物	15
5)	小結	16
付編	比川・那珂遺跡群を中心にして諸問題を考える　日野尚志（佐賀大学名誉教授）	21

挿図目次

第1図	調査区位置図1（1/50,000）	2
第2図	調査区位置図2（1/8,000）	3
第3図	調査区位置図3（1/700）	4
第4図	調査区全体図（1/100）	折り込み
第5図	調査区西壁土層（1/100）	折り込み
第6図	S K001及び出土遺物実測図（1/20、1/40、1/3）	6
第7図	S K003及び出土遺物実測図（1/40、1/3）	7
第8図	S K004・007及び出土遺物実測図（1/40、1/3）	8
第9図	S E002・006及び出土遺物実測図（1/30、1/3）	9
第10図	S D005土層・杭群及び出土遺物実測図（1/20、1/3、1/1）	10
第11図	包含層出土遺物実測図1（1/3）	11
第12図	包含層出土遺物実測図2（1/3）	12
第13図	包含層出土遺物実測図3（1/3、1/2、1/1）	13
第14図	包含層出土遺物実測図4（1/10）	14
第15図	包含層出土遺物実測図5（1/1）	15

写真目次

写真1	調査区より御笠川を望む（北から）	1
写真2	調査区西壁土層（北側凹凸部分）	折り込み
写真3	調査区北端土層	折り込み
写真4	調査区南半部全景（北から）	17
写真5	調査区北半部全景（西から）	17
写真6	調査区北半部北端（南から）	18
写真7	調査区北半部南側（西から）	18
写真8	S K001土層	18
写真9	S K001南側遺物出土状況（南から）	18
写真10	S K003（南から）	19
写真11	S K003遺物出土状況（東から）	19
写真12	S E002（南西から）	19
写真13	S E006（東から）	19
写真14	S D005西壁土層	19
写真15	S D005杭群（南から）	19
写真16	包含層板材（75）出土状況（西から）	20
写真17	包含層板材（76・77）出土状況（西から）	20
写真18	出土遺物	20

I はじめに

1 調査にいたる経過

平成15年3月14日付けで三菱信託銀行九州営業部 藤田幸浩氏より福岡市教育委員会宛に福岡市博多区東光寺2丁目34他の物件に関して、共同住宅建設に関わる埋蔵文化財事前審査申請書が提出された（事前審査番号14-2-883）。申請地は周知の埋蔵文化財包蔵地である那珂遺跡群（分布地図番号37-0085・遺跡略号NAK）に含まれている地点であり、この申請を受けて埋蔵文化財課では申請者と協議の上平成15年2月18日に申請地内の試掘調査を行い、現況地表面から160～240cmほどの鳥栖ローム層及び八女粘土層上面で土坑・溝・ピット等の遺構を確認した。この結果を受けて埋蔵文化財課では申請者に対して遺構が存在する旨の回答を行い、その取り扱いについて協議を行った。その結果、建物の構造上遺構の破壊が避けられないため、平成15年度に発掘調査、平成16年度に資料整理・報告書作成を行い、記録保存を図ることで協議が成立した。なお事業主体者は当該土地所有者である参松工業株式会社として契約を締結している。申請地2924.04m²のうち、調査対象としたのは建物建設部分の792m²で、駐車場等として使用される残地に付いては、遺構面まで工事の影響が及ばないため現状保存することとしている。

調査期間は平成15年9月22日～平成15年11月7日である（調査番号0348）。調査面積は781m²、遺物はコンテナ22箱分出土している。

現地での発掘調査にあたっては参松工業株式会社をはじめとする関係の皆様から発掘調査についてご理解頂くと共に、多大なご協力を賜りました。ここに記して謝意を表します。

2 調査体制

事業主体 参松工業株式会社

調査主体 福岡市教育委員会埋蔵文化財課

調査総括 埋蔵文課課長 山崎 純男（前任） 山口 讓治（現任）

調査第2係長 田中 壽夫（前任） 池崎 譲二（現任）

調査庶務 文化財整備課 御手洗 清

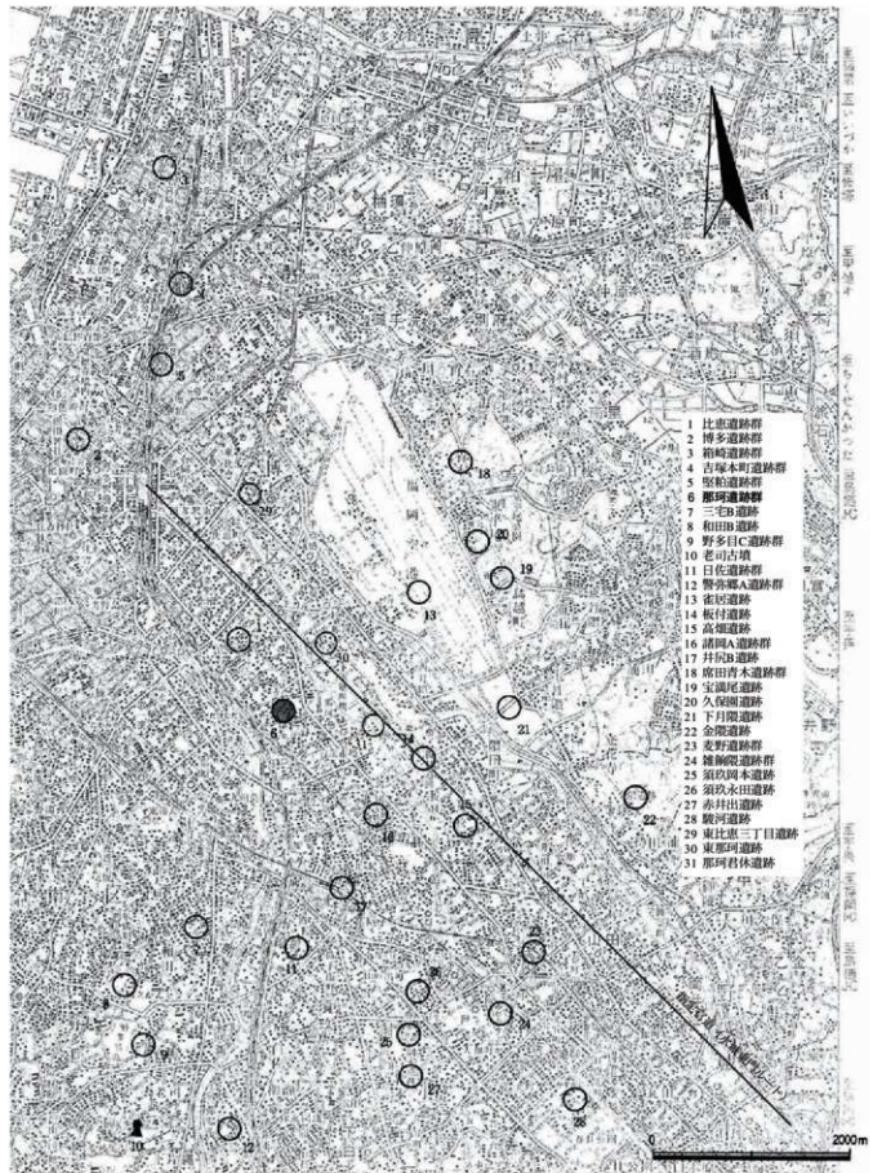
調査担当 調査第2係 長家 伸

調査作業 澄川アキヨ 中村フミ子 岩本三重子 越智 信孝 藤野トシ子 中村サツエ

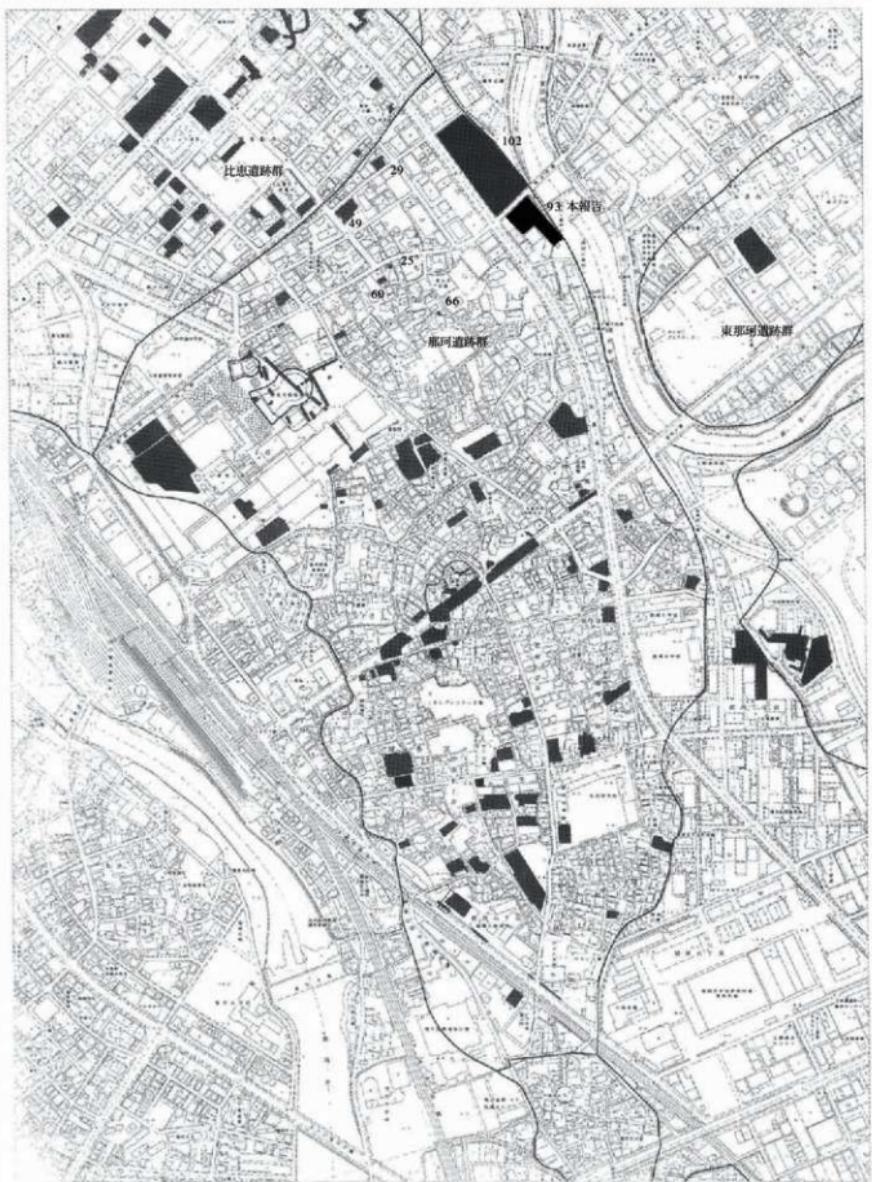
藤野 幾志 西川シズ子 宮崎 幸子 梅野 孝子 中島 道夫



写真1 調査区より御笠川を望む（北から）



第1図 調査区位置図 1 (1 / 50,000)

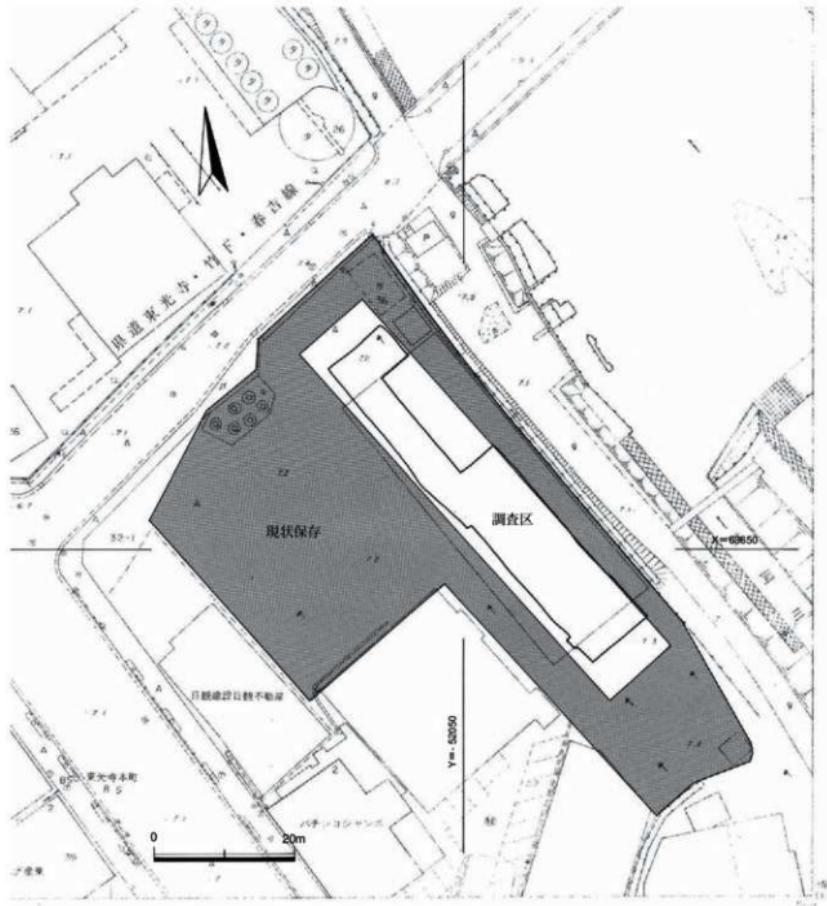


II 調査の記録

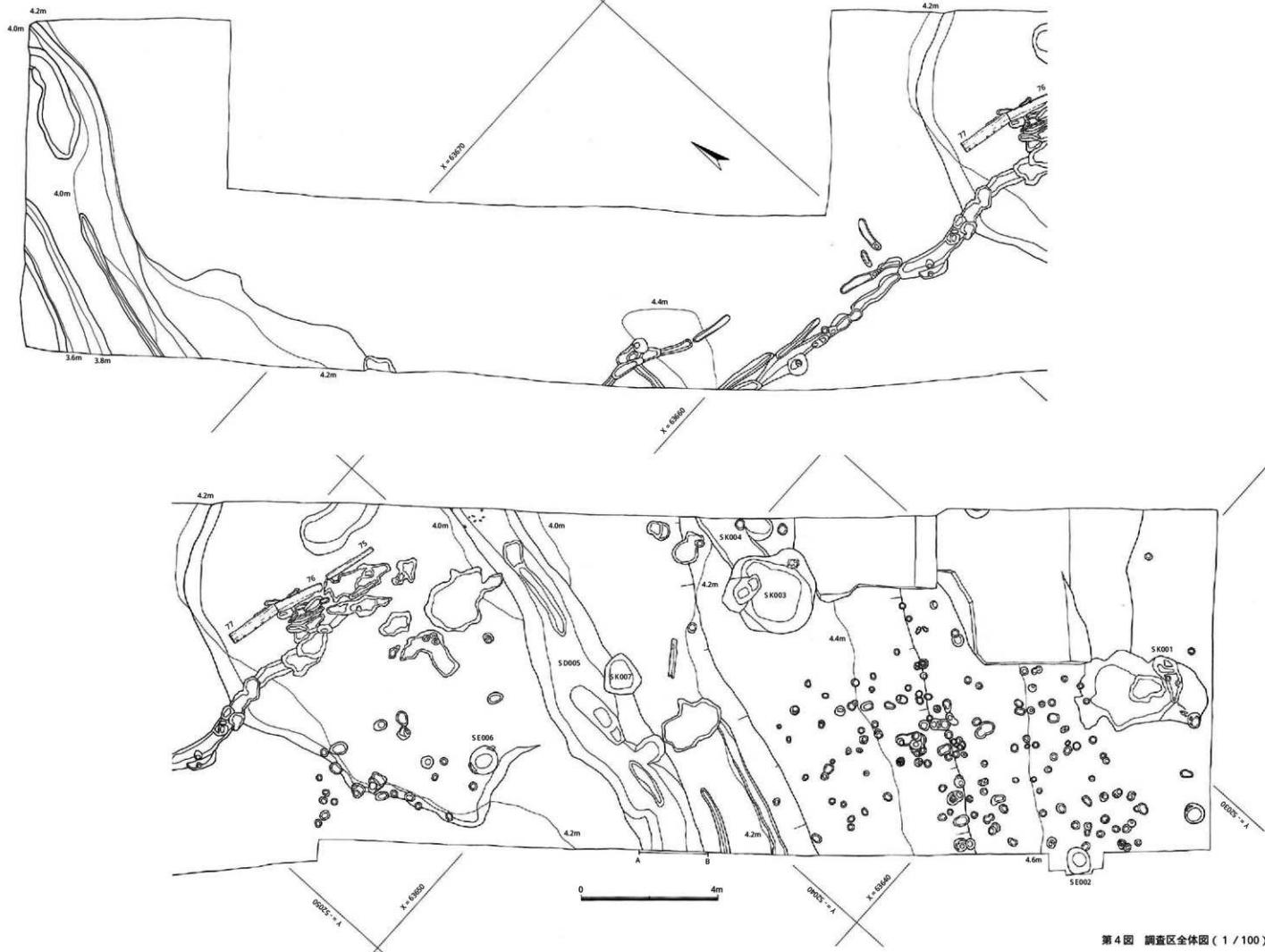
1 調査経過

那珂遺跡群は福岡平野の中央部分を北流する那珂川と御笠川に挟まれた洪積丘陵上に立地する遺跡群である。丘陵の基盤層は花崗岩礫層で、この上面に阿蘇噴火火碎流・火山灰である八女粘土層・鳥栖ローム層・新期ローム層が堆積している。北側に隣接する比恵遺跡群とは一連の丘陵上の遺跡群を構成するものと考えられ、その範囲はあわせて南北2.4 km、東西1 kmに及ぶと考えられる。

今回の調査対象地は那珂川左岸に面した丘陵の東端にある。調査前は旧工場建物を解体した更地となっており、標高7 m前後の平坦地となっていた。調査は重機による表土除去から行うこととした。



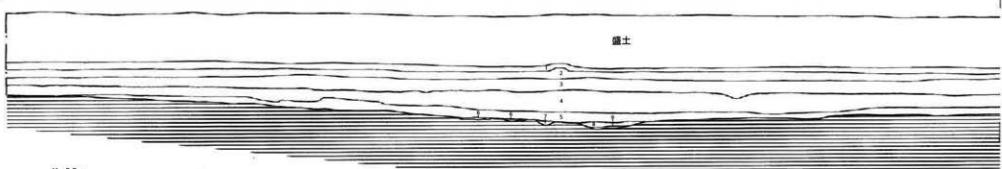
第3図 調査区位置図3 (1/700)



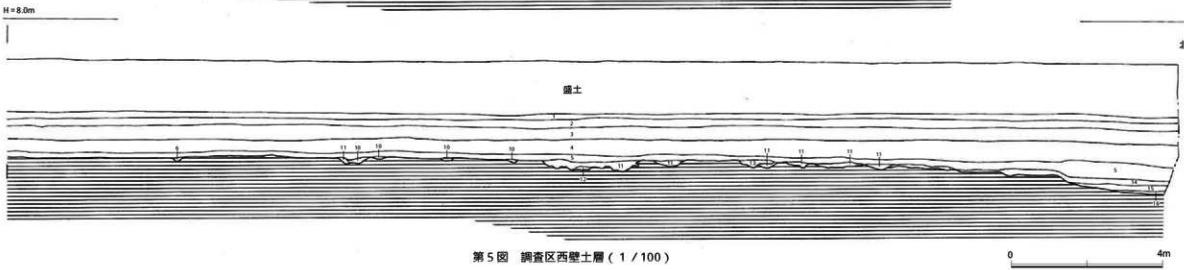
第4図 調査区全体図 (1 / 100)

H = 8.0m

南端



1. 旧水田土
2. 黄褐色砂質土
3. 灰白色シルト(均質)
4. 暗褐色土(少含泥)
5. 黒褐色土
6. 黑褐色土(ハガキ土ブロック混合)
7. 暗灰色土
8. 暗灰色土(ハガキ土小粒及び砂粒を含む)
9. $\varphi 1\sim3^{\circ}\text{の粗砂層}$
10. 黒色土(わさびにハガキ土粒を含む)
11. 黑褐色土(ハガキ土粒が多い)
12. 黑褐色土(ハガキ土粒が多い)
13. 黑褐色土(ハガキ土粒を含む)
14. 砂粒を含む黒褐色土
15. 14より粘性が強くなる
16. 黒色土(やや粘性を帯びハガキ土が粒状に入る)



第5図 調査区西壁土層 (1 / 100)

0 4m



写真2 調査区西壁土層(北側凹凸部分)



写真3 調査区北端土層

廃土処理の関係上南半部分の調査を行った後、土砂を反転して北半部分の調査を行った。遺構面は盛り土・旧水田土等を除去後の鳥栖ローム層及び八女粘土層上面である。遺構面が鳥栖ローム層となるのは調査区南端部分のみで、大部分は八女粘土層が露出している。なお遺構面直上層には須恵器が出土する暗褐色土、弥生時代中期後半代の遺物を主体とする黒色土の2層の包含層が堆積している。遺構面標高は南端部で4.75mを測り、北側に向かって緩傾斜するが、中央部分は広く標高4.2~4.4mの広い平坦面が認められる。更に北端部付近で再び傾斜が始まり、調査区北端では標高3.4mとなる（第4図参照）。遺構分布は散漫であり南半部分で土坑、井戸、溝、ピットを検出しているが、特にピットとして掘り下げたものはいずれも埋土は黒色土で地山に残されたしみ・木根状のものが多いと考えられ、明確に人為的な掘り込みと認められたものは少数である。出土遺物は包含層出土の遺物が大半を占め弥生時代中期後半～後期の遺物が中心となる。また黒色土包含層から旧石器時代のナイフ形石器が1点出土している。

2 遺構と遺物

1) 土坑

S K001（第6図）

調査区南端部分で検出する。長軸3.8m、短軸2mを測る。平面は不整形で底面も凹凸が多い。埋土は黒色土であるが、底面にはり付くように粗砂も認められる。南端に甕が床面に張り付いて出土したが、明瞭な掘り込みは確認できなかった。状況から人為的な掘り込みに扱るものではない可能性が高い。弥生時代中期後半～後期に位置付けられる遺物が出土している。

出土遺物（第6図）

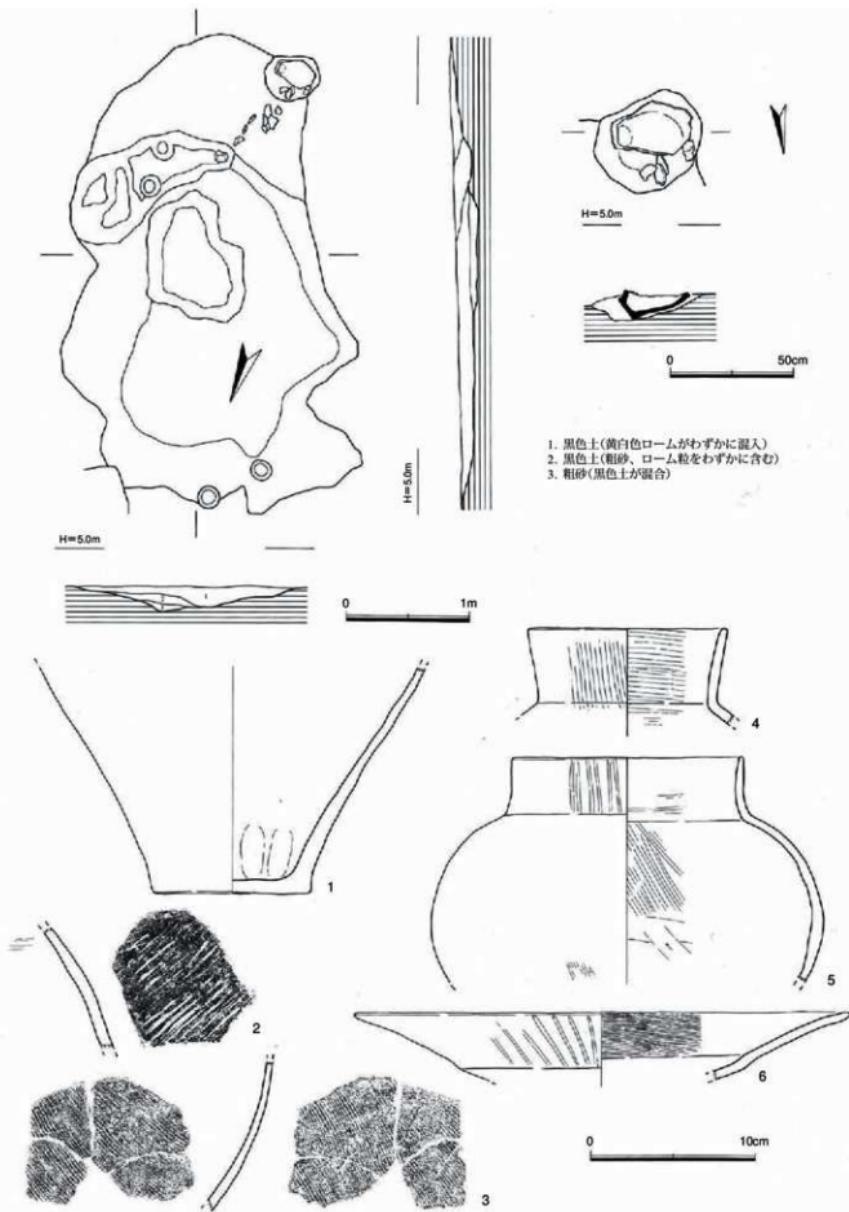
1は南端部で出土した甕である。上半部は残存していない。底部は平底で調整は内外面ナデである。2・3は甕の胴部破片である。2は外面叩き内面ナデ、3は内外面刷毛による調整を行う。4・5は直口壺である。4は口縁部が残存するのみで、内面横刷毛、外面縦刷毛が残っている。5は剥落が著しいが、外面は口縁部が縱方向の磨き、胴部はヘラ状工具によるナデを行い部分的に刷毛目が残る。内面は口縁部が横方向のナデ、胴部がヘラによる刷毛目状の痕跡が残っている。6は高環である。外面縦方向の磨き、内面は横刷毛の後磨きを行うが、器面の摩滅により詳細不明である。

S K003（第7図）

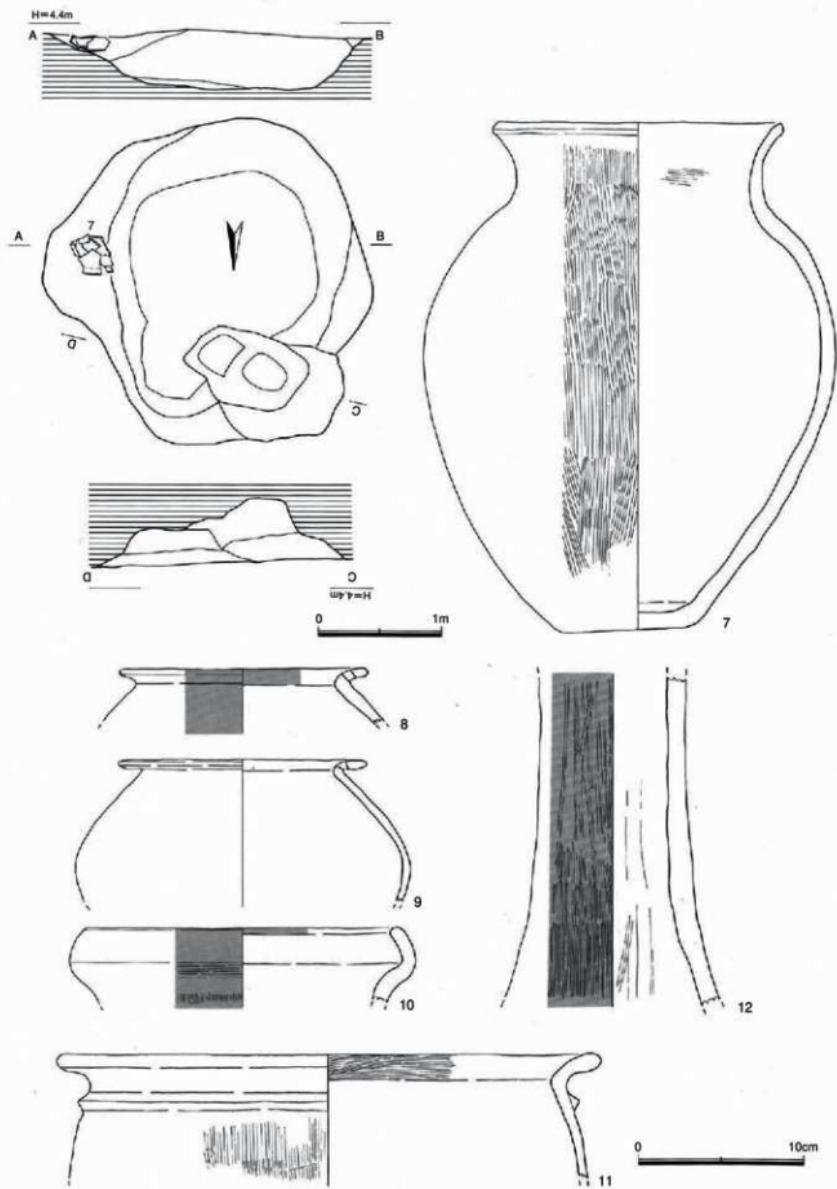
調査区南東側で検出する。平面形はやや歪な隅丸方形である。北側の掘り込み（C-D断面）は平面長方形の別遺構である可能性が考えられるが、埋土はいずれも均質な黒色土で、違いは見られなかつた。隅丸方形の掘り込み部分は床面が平坦で、斜壁上にほぼ完形の壺が1個体潰れた状態で出土している。この他黒色土包含層出土遺物との接合資料が多く認められるが、包含層との先後関係については不明である。

出土遺物（第7図）

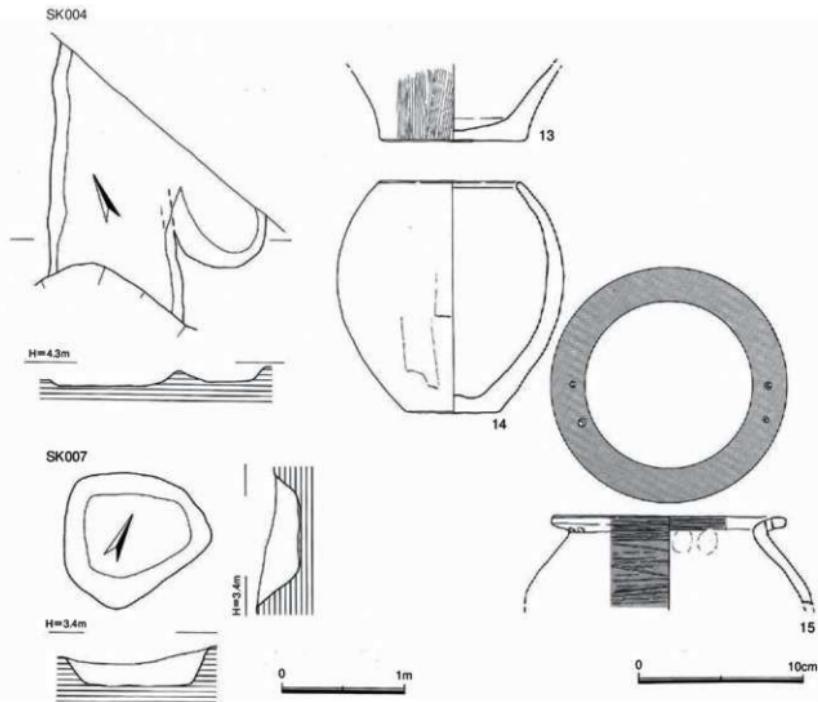
7以外はいずれも黒色土包含層出土遺物と接合している。7は掘り方斜面直上から出土した略完形の壺である。口縁部は外湾して開き、卵形の胴部を有する。底部は平底である。調整は外面口縁部～胴部縦刷毛を行う。内面は胴部が縱方向のナデ、口縁部横ナデで部分的に横刷毛が残っている。8・9は短頸壺である。共に口縁部に2孔1対の焼成前穿孔が施されている。8には丹塗り痕跡が明瞭に残るが、9は剥落が進み判然としない。10は袋状口縁壺である。丹塗りの痕跡が残る。袋部外面に横刷毛、頸部に縦刷毛が認められる。11は断面「く」字状を呈する甕口縁部である。外面に煤の付着が認められる。12は丹塗りの筒部である。縦刷毛を行った後、上半部のみ縦磨きを施す。



第6図 SK001及び出土遺物実測図 (1/20, 1/40, 1/3)



第7図 SK003及び出土遺物実測図 (1/40, 1/3)



第8図 SK004・007及び出土遺物実測図（1/40, 1/3）

SK004（第8図）

S K 003の東側で検出しこれと切り合うが、先後関係は不明である。幅1.1mの溝状を呈し、検出面からの深さ10cmを測る。断面は浅皿状を呈する。埋土はやや茶味を帯びた黒褐色土である。弥生時代中期後半に位置付けられる遺物が出土している。

出土遺物（第8図）

13は平底の底部である。外面に緩刷毛を行う。14は無頸壺である。外面はヘラ状工具によるナデ、内面はナデを行う。15は黒色土包含層と接合する短頸壺である。外面～頸部内面まで丹塗りを施す。2孔1対の焼成前穿孔が2組行われる。

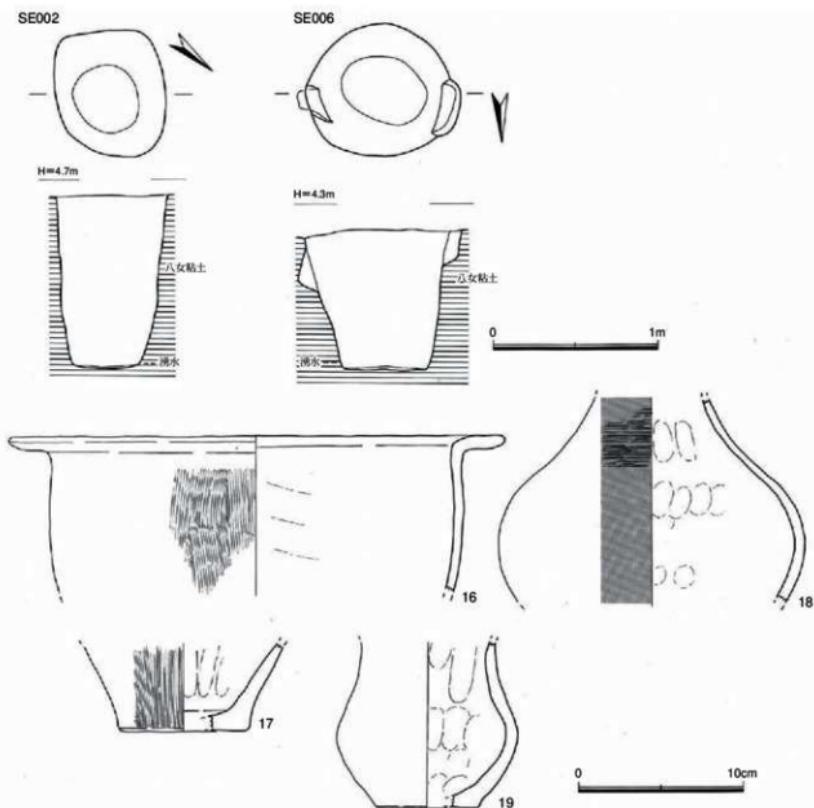
SK007（第8図）

調査区南側中央で検出し、S D005と切り合うが先後関係は不明である。平面は歪な方形を呈し、検出面からの深さは35cmを測る。埋土は粗砂であり、人為的な掘り込みでない可能性もある。弥生時代中期後半に位置付けられる遺物が少量出土している。

2) 井戸

SE002（第9図）

調査区南端部分で検出する。上面径65～80cm、底面径40cm、検出面からの深さ105cmを測る。



第9図 SE002・006及び出土遺物実測図 (1/30, 1/3)

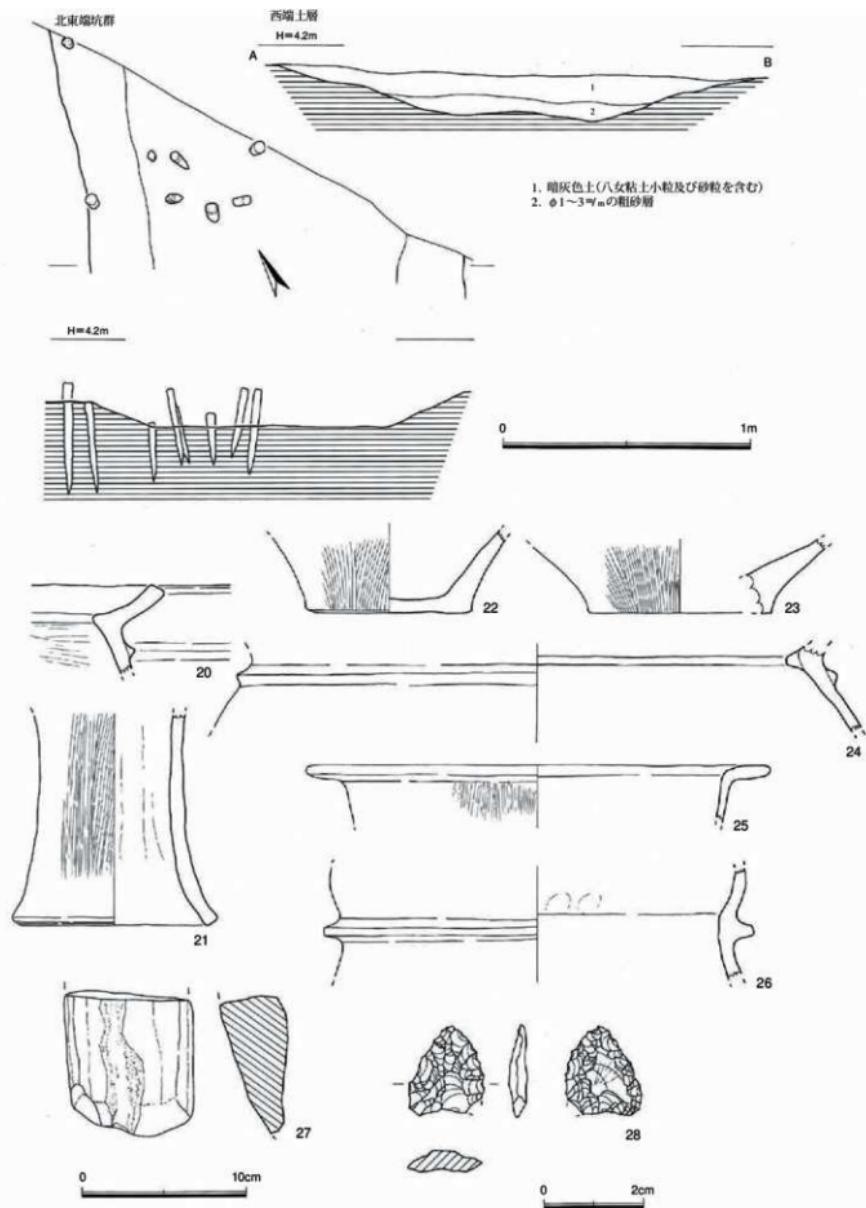
埋土は検出面から95cmまではロームブロックを少量含む黒色土、この下に厚さ2cm程の粗砂が堆積し、以下底面までの10cmは黒色土と八女粘土の混合土である。弥生時代中期後半に位置付けられる遺物が少量出土している。

出土遺物（第9図）

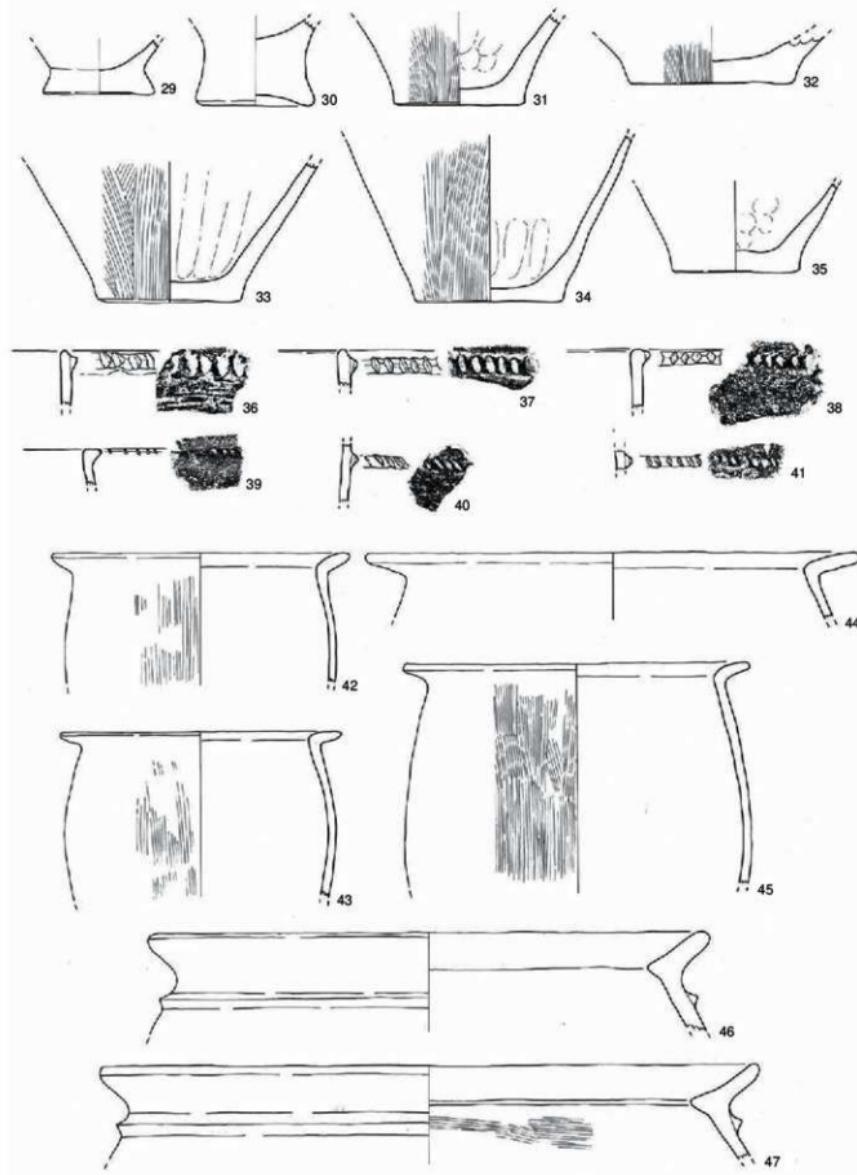
16は逆L字状口縁の壺である。外面全体に煤が付着している。17は平底の底部である。18は丹塗りの壺胴部である。19は小型の壺で内面指ナデ、外側ナデによる。

SE006 (第9図)

調査区南側中央で検出する。上面径80~90cm、底面径50cm、検出面からの深さ85cmを測る。東側壁面に抉りこみが認められる。埋土は白色ロームブロックを少量含む黒色土である。弥生時代中期後半に位置付けられる遺物が少量出土している。

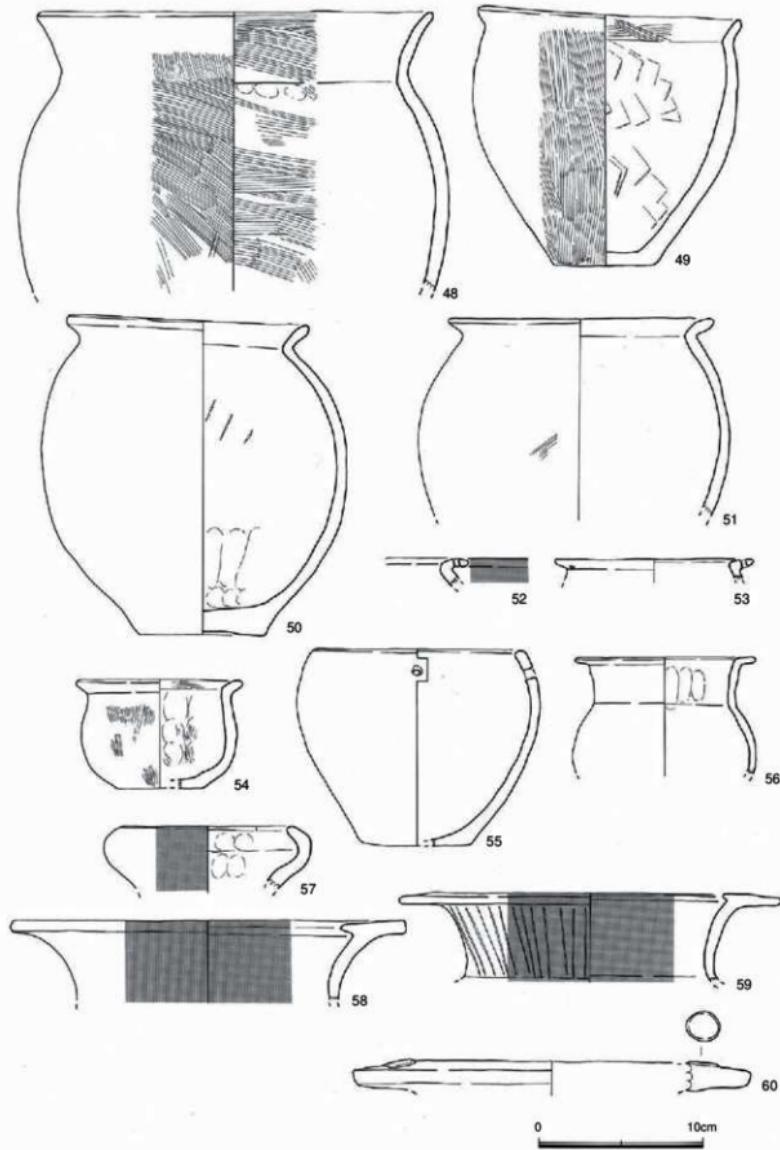


第10図 S D005土層・杭群及び出土遺物実測図 (1/20、1/3、1/1)

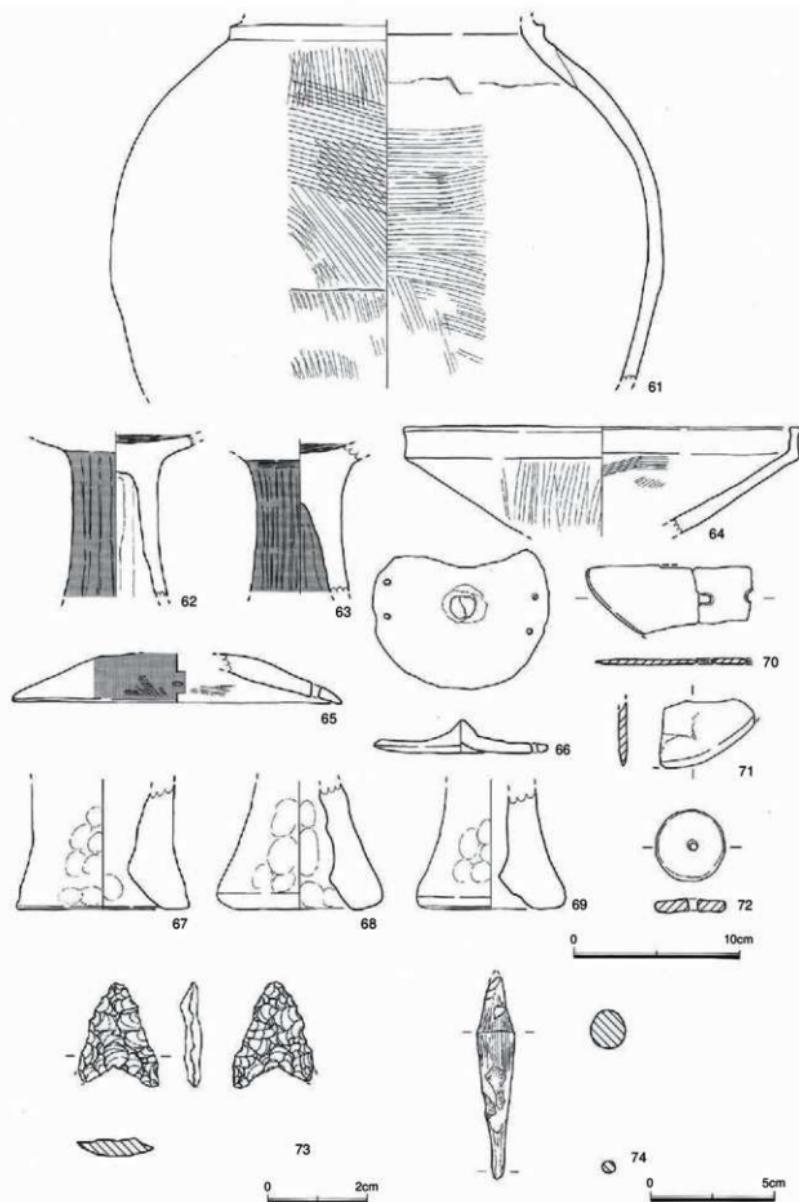


第11図 包含層出土遺物実測図1 (1/3)

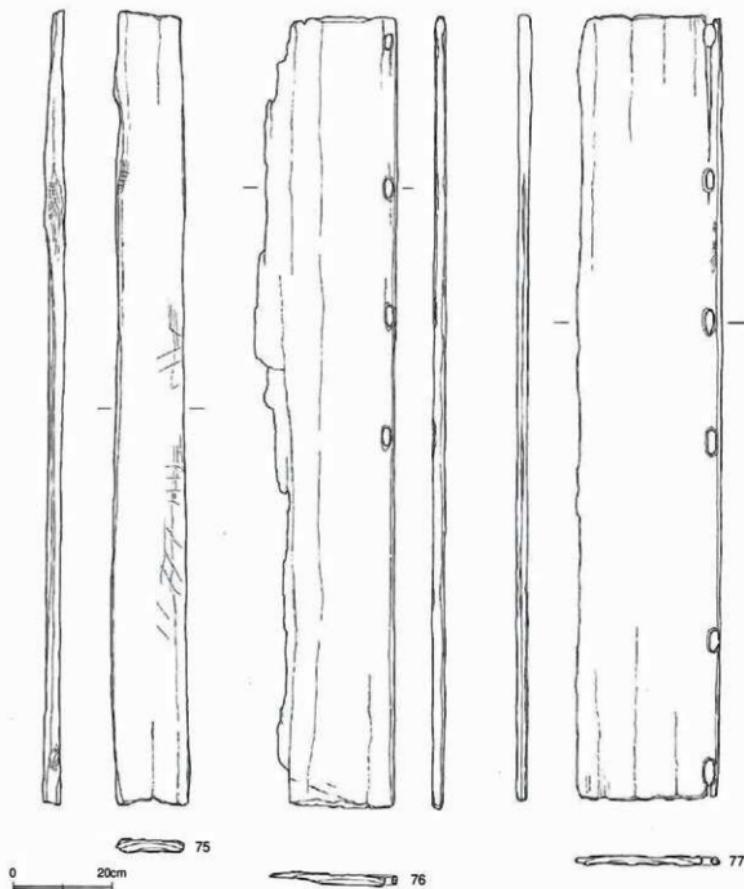
0 10cm



第12図 包含層出土遺物実測図2 (1/3)



第13図 包含層出土遺物実測図3 (1/3、1/2、1/1)



第14図 包含層出土遺物実測図4 (1/10)

3) 溝

S D005 (第10図)

調査区南側で包含層除去後に検出する。調査区を横断し那珂川方向に延びる溝である。溝幅・検出面からの深さは西側で2m・15cm、東側で1.5m・10cmを測り、断面浅皿状を呈する。埋土は上半が暗灰色土、下半が粗砂層となる。溝北東端部分に杭群が認められたが、溝に直行するように打ち込まれた径5cm、長さ20~40cmの縦杭8本を確認したのみである。遺物は粗砂層より弥生時代中期後半~末の遺物が出土している。

出土遺物 (第10図)

20・21は溝埋土出土、22~28は杭周辺の黒色土包含層出土遺物である。20は内湾口縁の甕である。

胴部内面に刷毛目が残る。21は器台で黒色土包含層と接合している。22・23は平底の底部である。24は内湾口縁の上部を欠く甕である。25は逆L字状口縁の甕である。26は瓢形土器である。27は玄武岩製石斧の欠損品である。28は黒曜石製の石鎌である。

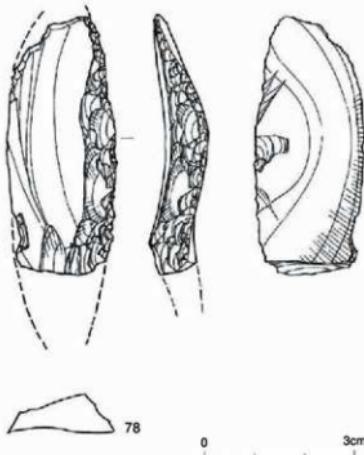
4) 含層出土遺物(第11~15図)

遺構面上層には上層暗褐色土、下層黒色土の包含層が形成されている。上層からは須恵器・瓦等の遺物が出土しているが、その大半を重機による表土除去の際に掘り上げており、形成時期は不明である。下層は人力による掘り下げを行い、その結果主に弥生時代中期後半を主体とする遺物が出土した。また包含層除去後の遺構面(主に八女粘土層上面)は調査区中央部分に標高4.2m前後の平坦面が広がり、調査区北端部では人為的と考えられる階段状の地形変換が認められる(第4・5図、写真3・6)。また平坦面上には歩行痕跡状の凹凸面も残っており(写真2・6・7)、低位面を対象とした水田等の開発に伴って丘陵縁辺部の造成が行われた可能性が考えられる。

遺物は全て黒色土包含層中から出土したものである。29~35は底部破片である。29は断面台形状に張り出し、30は上げ底となる。31~35は平底である。36~41は突帯文系の甕小破片である。42~45は「く」字状口縁を呈する甕、46・47は内湾口縁の甕である。48は外面刷毛目を有する甕である。49・50は8割程度残存している。共に口縁部は短く折れ曲がり、底部は平底である。内面には工具の小口痕が認められる。外面調整は49が縦刷毛、50が縦方向のヘラ状工具によるナデによる。51も外面ヘラ状工具によるナデである。52・53は焼成前穿孔を有する短頸壺で、52は丹塗りを施している。54は小型壺である。55は無頸壺である。焼成前穿孔が1孔残る。底部は僅かにレンズ状を呈する。外面ナデ調整である。56は広口壺である。57~59は丹塗りの壺である。60は口縁部上面に円形の浮文を貼り付ける。61は内外面刷毛目を施す壺である。62・63は丹塗りの高杯である。64は外來系の高杯で、外面は縦方向の粗い磨きとなる。65・66は有孔の蓋で、65は丹塗りを施している。67~69は器台である。70・71は石包丁の欠損品である。72は土製鍊車である。73は黒曜石製の石鎌である。74は木製鎌である。残存長8.2cmを測る。75~77は地山ほぼ直上から出土した板材である。いずれも杉製の建築材であろう。いずれも両端はほぼ旧状を保っているものと考えられ、長さ160cmを測る。75は厚さ3cm、幅15cmである。76・77は有孔製品で厚さ1~2cm、幅1.8cmに復元できる。材の表面は摩滅が進んでいるが、孔縁は緩く済んでおり緊縛の痕跡と考えられる。

旧石器時代の遺物(第15図78)

谷部黒色土包含層から1点の旧石器時代遺物が出土した。包含層の形成時期は新しく、この遺物は二次的に混入したものと考えられる。但し石器表面の風化状態が均一であり、傷などの損傷も少ない。本来の包蔵地からの遊離後短時間のうちに埋没したと考えられる。石器はナイフ形石器である。現存の長さ5.2cm、幅2.2cm、厚さ1.1cm、重さ10.29gである。基部下半は古



第15図 包含層出土遺物実測図5 (1/1)

い欠損であり、先端部は今回の調査取上時に欠損（ガジリ）している。およその復元では本来7～8cm程度の長さがあったと推定される。素材は漆黒色良質の黒曜石である。表面は風化により縞状のパーティナが形成されている。素材は横剥ぎ剥片であり、背面には石核ポジティブ面とそれを切る先行剥片剥離面が残る。先行する剥離面は背面全体を占める大きい一面であり、図上下端にみえる小さな剥離面は先行剥離面を切り、剥離面の推定打点位置などからプランティングなどの石器製作時に加えられた平坦剥離と判断される。石核のポジティブ面の打点位置は素材剥片打点側と一致している。腹面（主剥離面）は單一の剥片剥離面であり、打点部は二次調整で失われている。バレブスカーやフイッシャーの収束点から推定される打点位置は剥片のほぼ中央にある。なお、先行する剥片剥離の打点位置は剥離面の残存状況からやや上方にずれる可能性がある。なお石核ポジティブ面の状況から見て、本剥片は石核から3～4回目に剥離されたと考えられる。二次調整は打点側の右側縁に施されたプランティングであり、全て主剥離面から施される。この調整は先に幅1cm前後の粗い調整後、縁辺に細かな調整を施している。基部側はやや素材の稜部に達する粗い剥離が数回行われる。これは素材剥片の厚みを除去する目的とみられ、先に記した背面の小さな平坦剥離もこの一連の調整とみられる。プランティングの角度は一様でないが中～上半部は50度前後、下半部は70度前後になる。刃部となる左側縁全体に微細剥離、基部側に抉り状の幅1cmほどの小剥離がある。

このナイフ形石器は近畿・瀬戸内地域を中心に分布する典型的な「国府型ナイフ形石器」である。「瀬戸内技法」により剥離された翼状剥片を素材とし、一侧縁のプランティングで形成されている。後期旧石器時代後半期第1～2段階に位置づけられる。始良一丹沢火山灰(AT)降灰以降に出現する標識石器でもある。同型式のナイフ形石器は北部九州では筑紫地域から佐賀平野に類例が多く、福岡市内では南区井尻B遺跡、東区三苦遺跡、博多区南八幡遺跡などがある。北部九州では典型的な国府型ナイフ形石器は当初大型でサヌカイトを石材とし、時代が下がると小型化し、その他の石材を用いる傾向がある。本資料はそうした点を見直す資料となり、極めて貴重な資料である。（吉留秀敏）

5) 小結

今回の調査区は御笠川に面した丘陵東側縁辺部分に立地する。今回の調査で河川際までローム層による丘陵を確認しており、東側端部は現状で河川の攻撃による崖面となっているものと考えられる。ただ現状の河川流路への固定時期については不明な点も多く、特に弥生時代～古代については河川が現状より東側を流れていた可能性も考えられる。

中期後半を主体とする包含層除去後の遺構面は南側1/3で緩斜面となり、僅ながら遺構が存在しているが、SD005を境としてこれより北側には明確な遺構はほとんど存在しなくなる。この低位面では人為的な平坦面が広がり、調査区北端部でも階段状の造成が行われているようである。上層を覆う黒色土包含層には遺物の混入がほとんどないことから考えると、これらの開発は弥生時代中期後半以前に行われた水田等の開発に関わる可能性が考えられるが、畦畔等は不明であり明確にできる状況ではない。時期的・地域的には東比恵三丁目遺跡調査水田等に類例を求めることができよう。

斜面部で確認した遺構は少數であるが土坑4基、井戸2基、溝1条があり、いずれも弥生時代中期後半の遺物を主体とする遺構である。またピットとして掘り下げたものには地山上のしみも多数あり、調査区内での遺構のあり方としては散漫なものである。

今回の調査地点は周辺の調査事例が比較的少ない地点であり、今後の調査事例の増加に期待したいが、丘陵縁辺の低位面に弥生時代の生産遺構が存在する可能性も考えられ、この時期の集落のあり方について、検討課題を提示したといえよう。



写真4 調査区南半部全景（北から）



写真5 調査区北半部全景（西から）



写真6 調査区北半部北端（南から）



写真7 調査区北半部南側（西から）



写真8 SK001土層



写真9 SK001南側遺物出土状況（南から）



写真10 SK003（南から）



写真11 SK003遺物出土状況（東から）



写真12 SE002（南西から）



写真13 SE006（東から）



写真14 SD005西壁土層



写真15 SD005杭群（南から）



写真16 包含層板材（75）出土状況（西から）



写真17 包含層板材（76・77）出土状況（西から）



74



写真18 出土遺物



78



比恵・那珂遺跡群を中心にして諸問題を考える

日野尚志

はじめに

昭和30年代、福岡市役所とその支所で明治時代に作製された字図を閲覧する機会があった。字図は大字ごとに作製され、表紙に大字名が記され、次の頁にその大字に属する小字名の全体図があり、それをトレッシングペーパーに写していたのが役に立つことがある。例えば、福岡市博多区の春住小学校西側で6世紀代の大型建物遺構が検出され、その規模から那津官家¹⁾ではないかといわれたが、それ以前に春吉付近の条里地割を検討した際に春吉の小字に「三宅田・官田」があり、春吉の東に大字犬飼があって小字名に「中犬飼」があり、屯倉との関連があるのではないかと指摘²⁾したことがある。

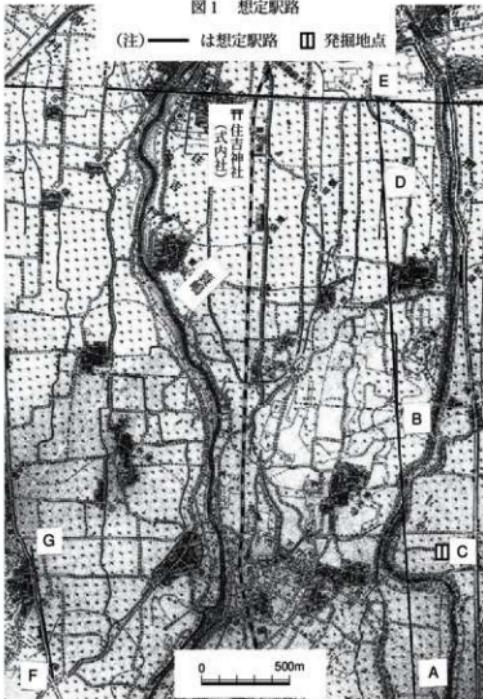
発掘で検出された遺構の位置を字図（図8・図9を参照）で検討してみると「三宅田・官田」の南約70mであることから、この2つの小字名が官家の付属田であったことを示唆し、小字名も無視できないことを物語るといえよう。

しかし、この比恵一帯は戦前から区画整備事業がなされ、昭和24年（1949）12月21日の事業終了とともに小字名は消え去ってしまったが、大字名では唯一犬飼も消滅してしまった。字図をみると住吉・春吉・犬飼・比恵の旧4村に条里地割が広く分布していたことがわかる。新しい博多駅が旧犬飼村にできて周辺が急速に都市化が進み、今日では農地をみることができない。この旧4村から那珂にかけて多くの発掘調査がなされ、多くの成果が出ているので、この成果を生かして、地形図・空中写真・字図等も利用して幾つかの問題に触れてみたい。

1 官道について

大宰府から鴻臚館を目指す官道が水域東門と西門から出ていたことは発掘調査によって明らかになっているが、そのルートは条里施行地域では地割に沿っていないことが判明している。おそらく条里地割施行以前にルートが設定され施行されたことは間違いないだろう。発掘調査で検出された道路遺

図1 想定駅路



構の方位とその地点から多少の屈折はあるが、基本的には直線で結ぶことが可能で、最短距離で目的地に向っていることが確認できる。

東門から出るルートは『万葉集』561に「思はぬを思ふと云はば大野なる三笠の社の神し知らさむ」と記す三笠森の比定地である御笠森のすぐ西側を通るので、この御笠森がルート設定の目標の一つであったことは確かであろう。御笠森は『日本書紀』仲哀天皇9年3月戊子条に、仲哀天皇が香椎宮から松峠宮に行かれる途中突風が起って天皇の笠が落ちたので、その落ちた所を御笠と名付けたとあるが、奈良時代には神が鎮座する著名な森であったのだろう。憶測にすぎないが御笠郡と席田郡の郡境にもなっていたとみられるが、『倭名類聚抄』に記す御笠郡大野郷にあったことは確かである。

現在、発掘調査で道路遺構が確認されている最北端は図1のA点¹⁰であるが、B点で平成15年に官道の西側溝が検出¹¹され、A点から直線でB点まで延長することが可能である。この場合、屈折した那珂川を二度渡すことになるが、C点の東那珂遺跡¹²で旧那珂川の右岸が検出されており、この旧河道

図2 想定駆路(G-A-D-E-F間)



が平安時代初期まで流れていると判断されることから、設定当時那珂川はほぼ直線状に流れ、官道は那珂川を渡っていなかったと考えられる。

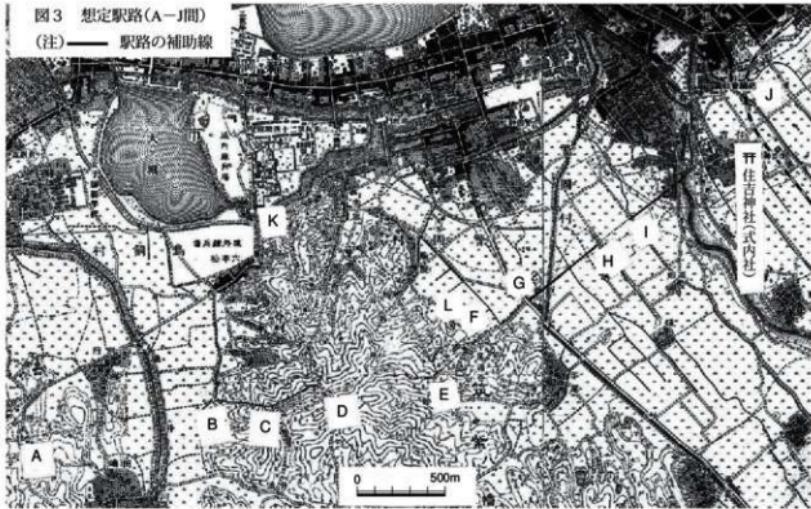
那珂台地は第二次大戦前既に大部分が区画整備され、アメリカ軍撮影の空中写真でも区画整備以前の景観を読むことができない。区画整備以前に刊行された福岡市刊行（大正末から昭和初期）の約4千分の1地形図をみると、図2のA点に台地を掘切る地形がみられる。この地点は図1のB点のすぐ北側にあたり、官道設定に伴って掘削された遺構と考えたい。また、図2にみえる溝（B-C間）が官道に沿っていた可能性が高いといえよう。堀切地点から、北に進む道路のD点から北西に直線で進んでいたとすれば、犬飼の小字「ダコタ」と「神取」の小字境になっている溝（E-F間）に大部分が一致する可能性があり、この付近一带に施行されていた条里地割に沿っていなかったと判断される。

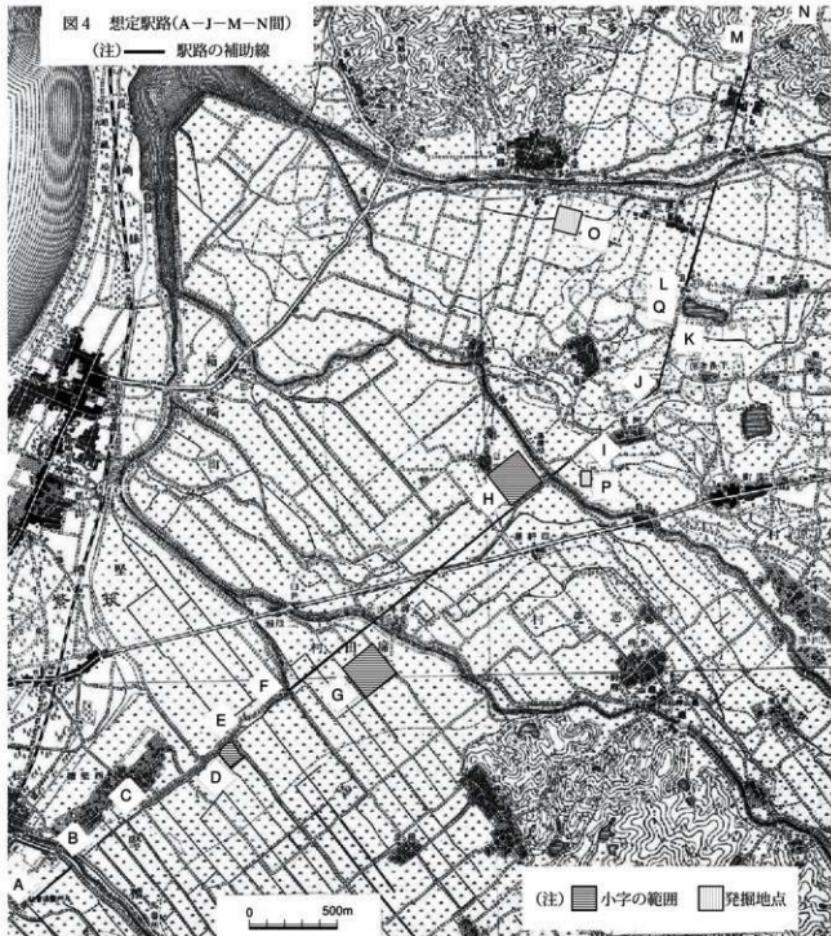
水城東門から北西に向う直線状の官道が山陽道となるが、美野駅はその遺称地である蓑嶋に近い比恵一帯と想定されるが、この想定ルート上で駅家に結びつく官衙や官衙クラスの建物遺構は検出されていない。おそらく美野駅が水城東門から北西を目指した山陽道が東に折れて進む地点に位置し、そこは、また西に折れて早良・怡土2郡に進む西海道小路との分岐点であったことは間違いないだろう。発掘調査でその位置が明確になったといえる鴻臚館¹⁶から官道に出るルートは解明がなされていないが、『日本三代実録』貞觀11年（869）12月28日条に「（前略）而墺与鴻臚館相去二駅（後略）」とあり、鴻臚館と大宰府の間に2駅あったことが判明する。その2駅とは美野・久爾2駅である。鴻臚館の位置から、まず西海道小路に出て山陽道に属する美野・久爾2駅を経て大宰府に至ったと考えられる。従って、西海道小路と山陽道がどこを通っていたかを考えれば、美野駅の位置を絞りこむことが可能である。

筆者は早良郡を東西に通る官道を空中写真的判読と直線状の大字境、低い台地を掘切って進む道路から、その具体的なルートを想定¹⁷したことがあるが、有田遺跡¹⁸でその想定ルート上から道路遺構が検出されている。有田遺跡は台地上にあって条里地割は存在しないが、台地を下った平坦地では条里地割の坪界線に沿うルートであったと考えられる。このルートは樋井川右岸から丘陵上に至るが、

図3 想定駅路（A-J間）

（注）—— 駅路の補助線





第二次大戦前に都市化が進み、空中写真の判読も困難である。残された手段として2万分の1地形図を検討してみると図3のA点からB点に至り、B点からはおそらく傾斜面を登ってC点に至り、ここからは尾根上を進んで旧警固・八幡2村境にもなっているD-E間を通り、E点からは同じ2村境になっているF点まで丘陵地を下り、F点からは条里地割に沿って東進したのではないだろうか。このように考えたのは東進すれば式内社の住吉神社に至るからである。この間、F-G・H-I間が旧村境にも一致し注目に値する。

J点から条里地割に沿って東進すれば、図1のE点で水城東門から来たルートと合流する。さらにE点から東進すれば条里地割の東限である須恵川に達するが、図4のE-F間(約4町)が旧村境と一致する。また、地名からではあるが、夷守駅の遺称である袖須の小字「日守(図4のH点[方2町])」が

想定ルート上に沿う。須恵川を渡ると低い台地上に至るが、図5でも明らかなように条里地割東端（B点）から延長した線上に台地を登る現在の道路（C-D間、図4のI-J間で大部分が旧村境）と一致することに注目したい。なお、図5のD点から東は地形図が刊行されていない。

須恵川右岸台地の北側にあたる多々良川流域でも条里地割が展開するが、水城以北とは方位が異なる。ここでは図4のL-K間に条里地割の南限から台地を横切って進む道路に注目したい。さらにK点から南に延長すればJ点で西からきたルートと合致する。この合致するルートを山陽道とした場合、ルートに沿い、しかも台地の北端で多々良川流域を望む位置に瓦出土地点⁽⁹⁾（図4のQ点）があり、磨寺と確認されていないので、山陽道に沿う駅家が瓦葺であったことを考慮すれば、この地点が夷守駅ではないだろうか。この瓦出土地点の南側では奈良時代中期の井戸⁽¹⁰⁾も検出されている。このルートであれば多々良川を渡って北進すると最短コースで台地の最も低い部分を通過（図4のM-N間）して猪野川流域に至ることに注目したい。

東進する山陽道が条里地割に沿うルートであれば、そうでない水城東門から北西を目指すルートと異なることになる。おそらく前者が後者より遅れて施行されたのである。その時期を明確にすることはできないが、後述する比惠から那珂に至る弥生末期以後の道路が水城東門から出るルートに取つてかわったのであれば、水城東門より出るルートは7世紀前半に近い時期であろうか。いずれにせよ、図4のA点より東、図10の想定美野駅以東で山陽道の遺構が検出されることを期待したい。

この想定ルート上で考えておきたいことがある。それは図4のC-E-F間の河川である。この付近の河川（坪境の溝も含む）が基本的に南北に流れているのに、この区間だけ東西方向に流れ、しかも川幅が広く人為的に掘られたのではないかと考えられるが、堅粕の小字「大溝（D点、方1町）」が河川に沿うことも川幅が広かったことを示しているのではないだろうか。図6をみるとD点付近に島状遺構がみえ、川幅が広いのも人工水路の遺構ではないだろうか。現在、都市化が進み川幅も大幅に変化していて考察が困難である。地形図から考えて図4のB-C間にもかつてC-F間同様（図6のA-E間）に川幅の広い河川（人工水路）があったのではないかと憶測しておきたい。なお、想定ルート上で注目しておきたいのは旧席田郡の大浦（図4のG点、方2町）である。須恵川と想定山陽道との交点に近



いことから津として発展していたために地名として残ったのではないだろうか。なお、後述する下月隈C遺跡¹¹⁾で検出された旧河川は水運があったとみられる。遺跡の北側は飛行場（第二次大戦中完成）になっているが、古い地形図・字図等から図10のような河道が想定される。

図4のB-F間に人工水路があったと想定した場合、御笠川と須恵川・多々良川間に水運があったことになる。そうであれば、後述する多々良川流域の込田遺跡¹²⁾も博多津の一つであった可能性が強くなる。『海東諸国記』にみえる「菅崎津」は息浜ではなく、式内社の菅崎宮南側の須恵川左岸とは考えられないだろうか。

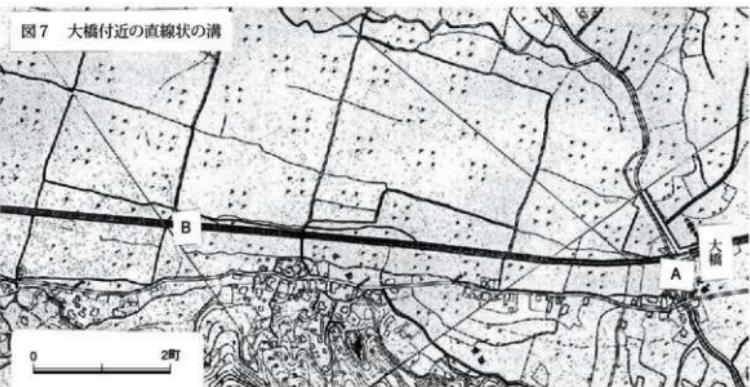
ところで、図4のP点で幅3mの道路遺構が検出¹³⁾されている。道路側溝の出土遺物から8世紀後半から9世紀までの時期が考えられるという。この道路遺構を山陽道ではないかとして筆者の想定ルートより西2町にルートが想定されている。幅3mの山陽道があったか否かであるが、水城以北の想定ルートに沿う井相田で検出¹⁴⁾された道路遺構でも幅員9m、高畠遺跡で検出¹⁵⁾された道路遺構は上端幅22m、下端幅18mの幅員があり、幅員3mは山陽道ではないと考えておきたい。東那珂遺跡（図1のC点）で検出された0.7-2.7m幅の古代道路は山陽道ではなく集落間を結ぶ里道的なものと考えられているように、P点の道路遺構も台地上の集落と須恵川（津でもあったのか）を結ぶ里道的なものであろうと考えたい。

西海道小路から派生したとみられる鴻臚館に至る具体的なルートは明確ではない。旧警固村の北部は福岡城下町建設の際に大幅な地形変更が考えられるが、図3のG点かF点近くから分れていたのである。また、図3のD-K間は台地上の尾根上で旧村境にもなっていて、鴻臚館から早良・怡土2郡に至るルートであったことも考えられよう。

水城西門から出たルートは、発掘調査によって確認された道路遺構は春日市の先ノ原遺跡¹⁶⁾まで点在し、それらをほぼ直線で結ぶことが可能である。しかし、先ノ原遺跡から北は確認されていない。アメリカ軍撮影の空中写真でも道路遺構や堀切状の地形を確認することができない。ただ図7のA-B間には条里地割に沿わない直線状の溝が官道の遺構ではないかと想定される。このA-B間を官道として、さらにその北西に延びていたとすれば鴻臚館に達するので、その可能性が強いといえよう。なお、警固の小字「伊福（図3のL点）」は門号氏族の伊福部に由来しているのではないだろうか。

多々良川流域を通る山陽道を図4のM-L間とすると、想定ルートから約7町離れた多々良川左岸には多々良込田遺跡¹⁷⁾（図4のO点）がある。建物群の年代は包含層・土壤・井戸・溝等からの出土器・瓦からみてほぼ8世紀後半にその上限を求め、下限を10世紀中頃に比定されるという。この遺跡では施釉陶磁器・鉄帶・石帶・文様埠も出土していて官衙遺構であることは間違いないが、条里地割の末





端にも近く、対岸に津屋地名があり、さらに山陽道にも近いことから柏屋郡で郡津も兼ねていたのではないだろうか。

込田遺跡での越州窯青磁の出土量は鴻臚館・大宰府について北部九州でもっとも多量といわれるの、その位置から博多津の一つで、ここから小型船に乗り換えて須恵川から山陽道に沿う人工水路で御笠川に至り、大宰府に達することができたと考えれば、越州窯青磁の出土量の多い根拠が説明できるのではないだろうか。

一方、想定山陽道から東に約11町離れた柏屋町の江辻遺跡¹⁸⁾（図10参照）で「加麻又郡」と記す墨書き器が出土している。その形態から8世紀の範囲に取まるという。その読み方が問題になるが、「カマタ」と読んでいたとみられ、発掘地点から北4町に蒲田があり、その遺称地とみられるので嘉麻郡とは別とみるべきであろう。加麻又郡は『延喜式』・『倭名類聚抄』にもみえない。このような事例として「備前国 □磨郡 他田里□家人麻¹⁹⁾」がある。藤原宮第61次調査で出土しているので、8世紀初頭には珂磨郡が存在していたとみられる。後述するように『続日本紀』養老4年（720）4月20日条、天平神護2年（766）5月23日条、延暦7年（788）6月7日条に備前国郡域変更に関する史料がある。『倭名類聚抄』によれば、郡名と一致する珂磨郷は延暦7年（788）に成立した磐梨郡に属していた。このように複雑な郡域の変遷を考えられる備前国でも珂磨郡が正史に記されるとは限らないことに留意したい。

江辻遺跡には掘立柱建物も検出され、その遺構と出土遺物から8世紀後半突如形成され、9世紀前半には廃絶していたと判断できるという。ただし、墨書き器の出土した土器溜り遺構と旧河道から9世紀後半から10世紀中頃までの遺物が出土していて建物群が調査区外へ移動した可能性があるといわれるが、旧河道をはさんで南北に建物が配置され、水運を意識した建物であることは間違いないという。ただし、多々良込田遺跡と同時期なので郡家とは考えにくく報告書にもあるように豪族の館であろう。

問題は加麻又郡がいつ消滅したかであるが、大宰府出土木簡²⁰⁾に「×屋伊賀□□×」がある。西海道で「屋」のつく郡名は柏屋郡以外になく、屋の前の不明字は「柏」であろう。その場合、伊賀は伊賀里（郷）とみられるが、『倭名類聚抄』にはみえない。遺称地の伊賀から北約900mに江辻遺跡があり、加麻又郡が存在した当時この付近も加麻又郡であったとみられる。伊賀といえば『日本書紀』宣化天皇元年（536）5月1日条に記される筑紫の那津官家に穀物を運んだ伊賀臣との関連はないのだろうか。それはともかく伊賀付近がいつ柏屋郡になったのかを考えなければならない。しかし、残念

ながら考察する史料がないので傍証史料から考察してみたい。それは『石清水八幡宮并極楽寺縁起之事』⁽²¹⁾に「柏屋郡 濱夫能泉在郡東南（以下略）」と記される。この史料を『筑紫風土記』の一条⁽²²⁾として認めれば、『万葉集註釈』卷第一に「筑前國風土記云當奈羅朝天平四年歲次壬申西海道節度使藤原朝臣宇合嫌前議之偏考當時之要者」とあり、天平4年（732）当時『筑前國風土記』が完成していたことになり、既に須恵川流域にある宇美八幡神社一帯が柏屋郡に属していたことになる。『妙心寺鐘銘』⁽²³⁾に「戊戌年（698）四月十三日壬寅取柏屋評造春米連広国鑄鐘」とあり、柏屋評が確認されるので、柏屋郡が701年以後に成立していないことが判明する。後述するように柏屋屯倉を古賀市鹿部田渕遺跡⁽²⁴⁾とすれば、律令時代この付近一帯も柏屋評になり、701年以後は柏屋郡になったのであろう。

一方、須恵川流域も柏屋評から柏屋郡になったと仮定した場合、柏屋評の中間に加麻又評があったか、加麻又評はなく郡制施行の701年に旧柏屋評の一角に加麻又郡が成立して732年頃までに廃止されて、再び柏屋郡に合併された場合も考えられる。さらに当初から柏屋評・加麻又評があって、それぞれ柏屋郡・加麻又郡となり、天平4年（732）頃までの間に郡の大規模な再編があって加麻又郡が消滅したかのいずれかであろう。

直接問題解決の史料にはならないが、福岡市南区井戸で「豊評・山部評」⁽²⁵⁾と記された瓦が出土している。瓦に線刻された地名は產地を表すとみられるが、2つの評名が記されているので、2評がどこかの評域に生産を依頼したのであろうか。ここでは「寺」と線刻された土師質の皿が出土している。

『倭名類聚抄』で西海道全体をみても豊・山部2評に結びつく郡名はない。仮りにこの2評が701年以後の郡の成立過程で消滅して某郡の某里（郷）になったとしても豊里（郷）は見受けられない。山部郷は筑後國御井郡山家郷があるにすぎない。僅か2例にすぎないが、西海道でも評制から郡制になる時期か、701年から程なくして大幅に郡の再編があったとみるべきであろう。

郡の分割による新しい郡の成立は『続日本紀』和銅2年（709）2月20日条に遠江国長田郡を2分して長上・長下2郡に、同年10月8日に備後国葦田郡から甲努郡の誕生、そして品治郡の一部を芦田郡に編入、同4年（711）3月6日に上野国の甘良・緑野・片岡郡を分割して多胡郡の成立、同6年（713）に浜津国河辺郡から能勢郡の誕生、養老2年（718）5月2日に常陸国多珂郡から菊多郡を誕生させて石城国（のち陸奥国）に併合、靈龜元年（715）7月27日に美濃國に席田郡の誕生、同3年（717）4月9日に志摩國塔志郡から佐芸郡を誕生（但し、佐芸郡は他の史料にはみえない）、同4年（718）10月27日には河内國堅上・堅下2郡を併合して大縣郡の誕生、同5年（719）4月20日に佐渡國雑太郡から賀茂・羽茂2郡の誕生と備前国邑久・赤坂2郡を分割して藤原郡（726年11月26日藤野郡と改名）、さらに備後国安那郡から深津郡、周防國熊毛郡から玖珂郡、同6年（720）遠江国佐益郡から山名郡をそれぞれ誕生させている。しかし、これ以後約30年間新しい郡の成立はなくなり、天平勝宝7年（755）5月19日に浮浪人の願いにより大隅國に菱刈郡の誕生、天平宝字2年（758）8月24日に武藏國で闇地に新羅郡を誕生させ、天平神護2年（766）5月23日に備前国邑久・赤坂・上道3郡の1-3郷を裂いて藤野郡の誕生（769年6月29日和氣郡と改名）、延暦7年（788）6月7日に和氣郡に赤坂・上道2郡の一部を併合させ、吉井川以西の和氣郡から磐梨郡の誕生が知られるのみである。ただし、陸奥・出羽2国は除く。

以上が『続日本紀』にみえる3郡の分割・併合・再編に関する史料で新しい郡の誕生が和銅・養老年間に集中していることに注目したい。また、新しく誕生した郡の多くが広大な郡域で往還に不便、公役に時間と労力がかかる等の理由で誕生していることが判明する。また、複数の郡を一部ずつ裂いて新郡を誕生させることもあったが、2郡を併合して1郡になった事例は僅かに一例にしかすぎない。

事例が多いとはいえないが、広大な郡域を裂いて郡の誕生、複数の郡を再編して郡域の変更と新しい郡の誕生、渡来系の新羅人を入植させてできた郡の三種類に大別できよう。

ところで、大和国の葛上、葛下2郡に注目したい。それはこの2郡の中間に忍海郡があり注目される。『続日本紀』大宝元年（701）8月7日条に「先是。遣大倭国忍海郡人三田首五瀬於對馬嶋。（以下略）」とあり、701年既に忍海郡が存在していたが、藤原宮出土木簡⁽²⁶⁾に

「得万呂忍海評」
□
□安末呂
□
□

とあり、700年までに忍海評が成立していたことがわかる。一方、葛下郡は藤原宮出土木簡⁽²⁷⁾に「倭国葛下郡内攝部司解出」とあり、葛下郡が710年までに成立していたことが判明し、同時に葛上郡も存在していたことは確かであろう。しかし、葛城評はまだ確認されていない。しかし忍海評が確認されていることから、葛城評の存在は確実で、その葛城評が大宝元年（701）葛城郡になるときに葛上、葛下2郡になったのであろう。

平城京の置かれた添上・添下2郡は藤原宮出土木簡⁽²⁸⁾に「□妻倭国所布評大□里」、「曾布上郡大宅里⁽²⁹⁾」とあるが、『日本書紀』天武天皇5年（686）4月4日条には「（前略）倭国添下郡鰐積吉事貢瑞鷦（後略）」とあるので、おそらく686年当時所布評が既に置かれていたが、藤原宮出土木簡に「曾布上郡」とあることから、大宝元年（701）に所布郡となる際に2分されて添上、添下2郡になったのではないだろうか。このように考えると養老4年（720）に成立した『日本書紀』では686年所布評であった地域が既に添下郡になって、そこに鰐積吉事が住んでいたことから所布評としないで添下郡としたのであろう。そうであれば、『日本書紀』に記される郡名で上、下のつく場合、慎重に考える必要性を感じる。

西海道でも郡名に上下のつく事例として筑前国に上座・下座2郡、筑後国に上妻・下妻2郡、豊前国に上毛・下毛2郡がある。なかでも豊前国上毛郡には大宝2年（702）の上三毛郡塔里・加久自也里戸籍⁽³⁰⁾があり、702年には既に上毛・下毛2郡があったと判断される。憶測にすぎないが三毛評が701年郡制施行の際に2郡に分割されたのであろう。

筑後国上妻郡に関しては『日本書紀』持統天皇4年（690）9月23日条に「（前略）軍丁筑紫國上陽咩郡大伴部博麻（後略）」、同年10月22日条に「詔軍丁筑後國上陽咩郡人大伴部博麻（後略）」とあり、上陽咩郡が確認できる。問題は690年当時陽咩評（評名は憶測）が分割されていたかである。前述したように所布評が大宝元年（701）に添上・添下に2郡になったと考えられるように陽咩評も大宝元年に上妻・下妻2郡になったと考えてみたい。

以上、郡の分割について若干述べてみたが、いずれにしても加麻又郡が消滅していることは、他の郡に併合されたと考えなければならない。

前述したように併合された郡の事例が少なく、しかも考察する史料が全く存在しないのである。そこで、なんらかの手段はないかと考えてみたのが筑前国席田郡である。同名の郡が美濃国にあり、前述したように新羅人を中心にして715年に成立したが、その郡域から本巣郡を分割したことは明白で、郡内に広く条里地割が分布し、地割の方位は本巣郡と同一であるが、郡境で里界線⁽³¹⁾が異ならないことに注目したい。席田郡内には郡府地名があり、郡家に結びつく地名とみられる。郡府の小字名に「県東」があり、かつて県が置かれていたのであろうか。『倭名類聚抄』によれば4郷が存在していた。

一方、筑前国席田郡に関する史料は筑前国田文所が仁寿2年（852）の班田図によって觀世音寺と高子内親王家の治田の坪を堪注する文書⁽³²⁾に席田郡の条里がみえるのを初見として、他に4点の史料があるが、いずれも土地争いに関する内容で郡司をはじめとして、産業・交通等に関して具体的に知

る手がかりにはならない。『倭名類聚抄』によれば、3郷の小郡で筑前国15郡の中で唯一の小郡で、美濃国席田郡に類似しているといえよう。『延喜式』に記す久爾駅が席田郡大國郷と関連があり、駅家が山陽道に沿うとすれば、少なくとも山陽道までは席田郡域であったと考えるべきであろう。

席田郡内に広く条里地割が分布し、東の粕屋郡、西の那珂郡と方位は同じで地割も連続しているが、里界線も都境¹³⁾で異なることなく、この点は美濃国に類似している。筑前国で同じ方位で地割が連続して2郡にまたがる事例が他にないだけに比較検討ができない。筑後国では御原・御井¹⁴⁾（筑後川右岸）、生葉・竹野・山本3郡¹⁵⁾の2例があるが、いずれも各郡が里界線を設定しているために郡境で里界線に齟齬がみられる。

大胆な憶測にすぎないが水城以北に広がる同一方位の条里地割施行地域が那珂評（評名は憶測）で701年以後那珂郡となり、美濃国席田郡と同様に新羅人を中心にして715年か、そうでなければこの年の前後に那珂郡の一角に席田郡を新設し、その際、須恵川流域の那珂郡と日々良川流域を中心とした加麻又郡を、古賀市から福岡市東区の海の中道を中心として成立していた粕屋郡に併合して、那珂・席田・粕屋3郡の郡域が確立したのではないだろうか。

『続日本紀』和銅6年（713）5月2日条に「制。畿内七道諸国郡名著好字。」とあり、以後、地名が2文字で表記されるようになったが、必ずしもこの時期から3文字の表記にならないにしても、土器に記された加麻又郡は、その書風から8世紀初頭かそれに近い時期とみられるだけに、8世紀初頭まで存続して消滅したと考えたい。席田郡が僅か3郷しかないので某郡（ここでは那珂郡）から分離して成立したことを示唆しているのではないだろうか。720年頃までに加麻又郡が消滅し、須恵川流域まで粕屋郡になっていれば、天平4年（732）当時既に須恵川の流域の宇美八幡社が粕屋郡であったと説明ができる。憶測に憶測を重ねたが、加麻又郡の消滅が席田郡の新設と無関係でないことは確実ではないだろうか。

前述したように『妙心寺鐘銘』から698年に粕屋評が存在していた。郡名が『日本書紀』継体天皇22年12月条に記す「筑紫君葛子恐坐父誅、献粕屋屯倉、求贖死罪。」の粕屋屯倉に由来している。その遺構の特徴から前述した古賀市の鹿部田跡遺跡ではないかとみられる。その屯倉を中心にして粕屋評が成立したとしても、7世紀後半から8世紀前半までの官衙遺構は確認されていない。粕屋郡の郡司クラスの有力者は春米連であるが、粕屋郡阿曇郷から阿曇氏、式内社の志加海神社、『万葉集』2742から海部氏の有力者がいたことが想定される。阿曇・海部2氏の勢力拡大と郡域の拡大に関連があるのであろうか。粕屋郡が8世紀前半に加麻又郡と那珂郡の一部を併合して郡域が拡大し、そのため郡家の移転を考え、大宰府にも水運で行ける日々良川下流域左岸に郡家（込田遺跡）を設けたのではないかだろうか。この問題を明確にするために古賀市から海の中道一帯で8世紀前半までの官衙遺構が発掘調査で検出されることを期待したい。

席田郡は後世郡域が縮少したとみられるので、律令時代の郡域について考えておきたい。式内社の筥崎宮が那珂郡にあったので、席田郡の東限は丘陵地・山地では尾根筋で、平地では旧宇美川の左岸まで、北限は山陽道まで、西限は水城東門から北西を目指す山陽道まで、南限は御笠森と山地の山頂部（220m）を結ぶ線であったとみられる。

2 伊知郷について

『万葉集』814右に「那珂郡伊知郷蓑島の人建部牛磨也」とあり、奈良時代那珂郡に伊知郷があつたが、『倭名類聚抄』には記されていないので郷の再編によって消滅したことが考えられる。

ところで、伊知とは「市」を指していることは間違いないだろう。蓑島の遺称地は現在、美野島と

記すが、図1の明治33年（1900）刊行の2万分の1地形図でも明らかなように大きな集落を形成しているが旧住吉村に属していた。しかし、小字名ではなく集落名であることに留意したい。『万葉集』に記される蓑嶋がこの集落かその一帯を指すか否かは明確でないが、遺称地名としては重要である。その蓑嶋は那珂川右岸に沿い、しかも想定される那津官家より直線で北西約8町に位置している。

蓑嶋の周辺で市に関連する地名はないかと小字名を検討してみると旧犬飼村に小字「長市」がある。その位置は図8・図9に示したように那津官家倉庫群に想定される位置から東に僅か約2町しか離れていないことに注目したい。「長市」の「長」は那珂郡と同名の阿波国那賀郡を平城宮出土木簡に「阿波國長郡坂野里百濟部伎弥麻⁽³⁶⁾」・「阿波國長郡波羅里米五斗⁽³⁷⁾」・「長郡和社里白米五斗⁽³⁸⁾」・と那賀郡を「長」の一文字で記す場合と「阿波國那賀郡原郷白米五斗⁽³⁹⁾」・「阿波國那賀郡中男海藻六斤和射⁽⁴⁰⁾」と那賀の2字で記す場合があることが判明する。さらに『日本書紀』允恭天皇14年秋九月癸丑朔甲子条に「是阿波國長邑之人也」・『旧事本紀』に「粟國造」について「長國造」と記され、前者は律令時代の那賀郡域を、「長國造」は那賀郡を本貫地とする国造であることが判明する。

以上のように那賀を「長」と記すこともあることから、「長市」の「長」も那珂と判断され、「那珂市」を意味するといえよう。旧春吉村の小字「三宅田・官田」が那津官家に関連する小字名と判断されることから、この「長市」も同じ時期の「市」に由来すると判断しても問題はないだろう。郡名を負うことから那津官家と結びついた市として発展し、律令時代の那珂評（評名は憶測）になってからは市里（里名は憶測）となり、717年からは伊知郷となってからは少なくとも8世紀中頃までは存続していたのであろう。

現在、小字「長市」の範囲内で市に関連するような堀立柱建物遺構、倉庫群の遺構は全く検出されていない。しかし、ここで注目されるのは「長市」に隣接する小字「池田・頭寄」の第31次調査区⁽⁴¹⁾（南北約25m、東西約20mの範囲）で旧河川が検出されている。調査区内でも川幅は約12m、深さ1.6mを測り、直線状に流れていることが判明している。旧河川の南岸は確認されていないので川幅が約12m以上になる可能性がある。報告書によれば北岸は急激に傾斜し人為的に堀られた感じがするという。また、埋立の状態からこの河川は一時期に埋没したとし、掘削時期は古墳時代初頭で古墳時代後期まで存続していたとしているが、河川の南岸が不明なだけに開削・埋没の時期については慎重に考える必要があろう。

既に第二次世界大戦前に区画整理が殆んど完了し、空中写真をみても区画整理以前の景観を読むことができない。しかし、比恵付近では那珂川と御笠川の間は広い所で約1.8kmの幅しかなく、しかも御笠川・那珂川は南から北に流れ、その間の低い台地を流れる溝（小川）も福岡市刊行の約4千分の1の地形図・字図をみても基本的には南から北に流れている。このように南北に流れる河川・溝（小川）に対して、東西方向に幅12m以上の河川が直線状に流れるのも不自然であり、やはり報告書でも触れているように人工河川と考えるべきであろう。なお、試掘の段階でこの地点約80mの西でも遺構の一部が確認されているので、その部分も含めて図8のH-1間、図9のA-Bを河川（人工水路）として示している。

この直線状に流れている河川（人工水路）を西に延長すれば、小字「三宅田・官田」の南端を通ることが想定されるだけでなく、那津官家の倉庫群と想定される位置の北約70mを通ることになる。河川（人工水路）が古墳時代前期の開削であれば、この河川を意識して官家の倉庫群（低い台地の北端で高燥地であろう）が設けられ、付属田も設定されたのであろう。小字「三宅田・官田」の南端よりさらに西に直線で進んでいたとすれば、那珂川右岸の春吉の小字「中津」に達することに注目したい。

「中津」では発掘調査がなされていないが、「中津」は「那珂津」と解釈できるので、那珂郡の中

図8 [注] G-H-I-J間は想定河川(人工水路)。但しH-I間は遺構検出。
D-E間は弥生末～古墳時代後期の想定道路。D-K間はその延長。
A・B・C点は発掘地域で、C点は那津官家倉庫群。F点は船溜りか。

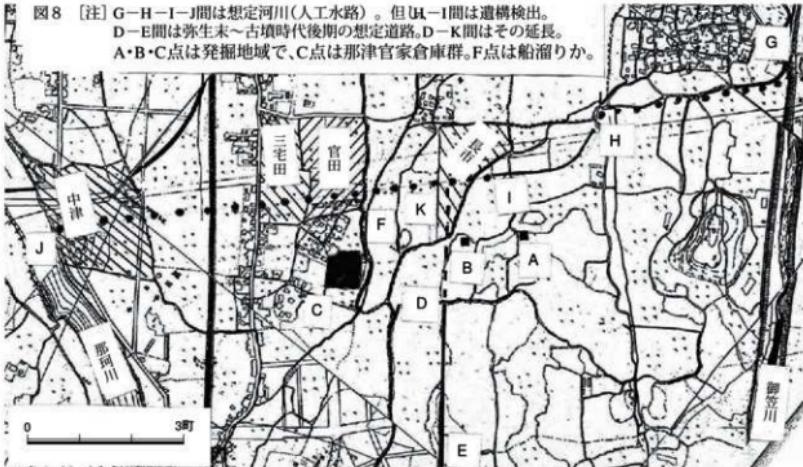


図9 (注) ——— は小字境。図中の地名は小字名。
A-B間は発掘で確認された河川(人工水路)
C-D-G点は発掘地点で、G点は那津官家倉庫群
E-F間は弥生末～古墳時代後期の想定道路



心的な津で都津という表現も可能かと思われるが、その前身は『日本書紀』宣化天皇元年(536)夏五月辛丑条に記す「(前略)那津之口(後略)」の那津であろう。その那津は『日本書紀』齊明天皇7年(661)丙申朔申条に「御船還至于娜大津居于磐瀬行宮、天皇改比、名曰長津」と記す「娜大津」と同所とみられる。「大」の字に天皇ないし国家権力と結びついた、あるいは管理される意味を含んでいると理解⁴²⁾すれば、那津官家と結びついた津であったことになろう。

那珂川・御笠川河口付近における7世紀から8世紀の海岸線を知ることはできないが、条里地割の北限、式内社住吉神社の位置から、住吉神社の北ではないかと憶測される。仮りに神社の北側を海岸線とした場合、「中津」との距離は約14町で海岸に近いことは確かである。住吉神社が那珂川河口にあるので、那津を守る地主の海神であった可能性もあるのではないだろうか。

発掘で検出された旧河川（人工河川）は東では北に折れて北北東に進むことが判明しているが、その先是確認されていない。約4千分の1地形図・2万分の1地形図・字図から考えて比恵集落の南側を流れて御笠川に達していたのであろう。

以上、大胆な憶測で御笠川と那珂川を結ぶ旧河川（人工河川）の復元を図8のG-H-I-J間と試みたが、このルートより北側では、図11に示したように条里地割が分布していることから、この旧河川の開削と水田開発が無関係でなかったことは確かであろう。

ところで、『日本書紀』神功皇后撰政前記、夏四月壬寅朔甲辰条に「（前略）時引儼河水、欲潤神田、而掘溝。則當時、雷電霹靂、蹴裂其磐、令通水。故時人号其溝曰製田溝也。」とあり、儼河（那珂川）から水を引いて神田を潤すために灌漑用水を設けたと記すが、この製田溝がこの旧河川（人工水路）ではないだろうか。なお、報告書¹⁴⁾によれば、図8のF点から南に深く低地部が入っていて、あるいはここに船溜りの機能があって那津官家の倉庫群が津（船溜り）と深い関係にあったことが憶測される。

前述した図8に河川（人工河川）のルートを憶測も交えて描いてみたが、この想定ルートに沿う発掘調査の成果について検討してみたい。まず、小字「長市」の南限に近く、河川より約1町離れた第39次調査¹⁵⁾（図8のB点・図9のD点）に注目したい。建物3棟（柵1、建物2）は同一の方位と規模で出土遺物から建物の上限を6世紀後半に求めることはできるが、下限は不明といわざるをえないといふ。しかし、建物の建て替えは認められないという。調査区が狭いために全体像の把握は困難であるが、3×3間の総柱建物とそれを囲む柵とみられる。第8次調査¹⁶⁾で検出された那津官家の倉庫群とはほぼ同時期とみられること、その位置から那津官家が管理していた市の倉とは考えられないだろうか。

一方、第7次・13次調査¹⁷⁾（図8のB点・図9のC点）で検出された建物は2×9間の東西棟建物と柵は7棟検出されているが遺構は発掘調査区外に延びている。出土土器から6世紀後半から7世紀代の建物遺構とみられるが、「コ」字型の建物で、なかは空白地となっている。その形態から官衙建物とみられ、市を管理する市司が置かれていた所と考えることはできないだろうか。

残された最大の課題はこの河川（人工水路）が他の発掘調査区でもみつかり、開削の時期と機能停止の時期が明確になるような遺構・遺物が出て欲しいと思う。多くの人力を投下して開削した河川であれば、修理、そして河川の掃除も行われていた可能性があることを考慮しておく必要を感じる。

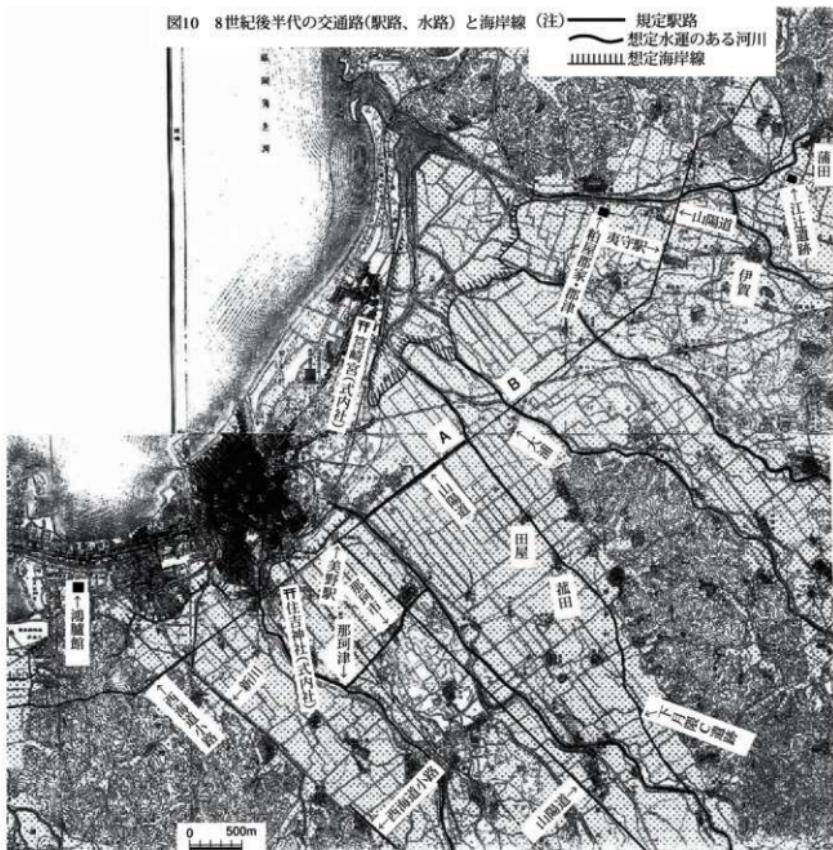
前述したように河川（人工水路）が発掘調査で一時期に埋没したということは、おそらく大洪水があつて土砂が御笠川・那珂川から大量に流れこみ機能を停止させたことは間違いないだろう。その時期を考える方法の一つが東那珂遺跡であろう。それは旧那珂川の右岸が検出され、その河道が平安時代初期まで機能していたことを重視したい。また、下月隈C遺跡¹⁸⁾（図10、参照）で検出された皇后宮木簡は奈良時代から平安時代初期頃に洪水で埋没した旧河川（幅約10m）から出土しているが、この旧河川もその位置から御笠川から分流していたことは確かであろう。

僅か二例であるが、御笠川に奈良時代から平安時代初期に洪水があつて、御笠川の河道が変化したり、支流の河川が埋没していることから、河川（人工水路）もこの頃に埋没したのではないだろうか。

河川（人工水路）が埋没して水運が閉鎖され、市の機能が著しく低下して郷の再編が行われて伊知郷が消滅したのであろう。『倭名類聚抄』に記される五畿七道諸国郷の郷名が9世紀頃のものであった可能性が高いとすれば、伊知郷が記されない説明がつくのではないだろうか。

ところで、下月隈C遺跡で検出された旧河川は、旧地形図・字図から図10に示したような旧河道を想定してみたが、この旧河道が席田郡境を通る主要河川で水運もあった可能性が強い。このルートも大宰府と多々良川を結ぶルートとして利用されていたのであろう。

図10 8世紀後半代の交通路(駅路、水路)と海岸線 (注) ————— 規定駅路
 ～～～～ 想定水運のある河川
 ||||||| 想定海岸線



9世紀前後の洪水とみれば、『日本後紀』延暦15年（796）8月7日条に「筑後国傍。詔令賑恤」と記される内容が注目される。しかし、その内容を具体的に知ることができないが、筑後川の氾濫による被害ではないかと思われるが、筑前国の河川でも筑後川ほどでないにしても洪水があったのではないだろうか。

9世紀後半では『日本三代実録』貞觀6年（864）12月26日条に阿蘇山、同9年（867）2月26日条に鶴見岳、同16年（874）7月2日条に開聞岳の爆発と10年間に3つの火山爆発の記録があり、不安定な気象状況が続き、大きな災害もあったのではないだろうか。

3 道路について

那珂にかけての発掘調査区から、数多く検出された並列二条溝に注目したい。並列する二条の溝は必ずしも一定の間隔ではないが、大局的にみて一定幅（芯々6-8m）で直線的に溝が並列して造営されている。しかし、並列に各溝間には空間が使用された同時期の遺構が存在していなかったことに注

目して、そこが道路であったと考えたのは久住猛雄⁽⁴⁸⁾であるが、道路跡であったことは間違いないと判断される。

この並列二条溝を道路とすると久住が指摘するように第63次調査区⁽⁴⁹⁾での方形周溝が並列溝をはさんで那珂八幡古墳と相対していて、しかも切り合い関係などから並列溝がまず存在した可能性が高いということに注目したい。この道路を基準にして墓地の選定がなされたとすれば、弥生時代末期から6世紀後半（7世紀前半までか）にかけての比恵・那珂台地を通る計画的な道路で、7世紀前半になって結果的に水城東門から出る官道が比恵・那珂台地の東端を通るようになってその重要性がなくなり、衰えていったのだろう。

多数の並列二条溝を結んで道路を想定した久住の地図をみると、第22次調査区⁽⁵⁰⁾（図8のD点、図9のE点）から北に向う想定ルートはそれまでのルートより大きく東へ振れて進むのではないかとしているが、これは第31次調査区と第22次調査区の間に遺構が検出されていないことから、このようなルートを想定されたのである。

第22次調査区以北でもほぼ直線で進んでいたと仮定すれば、図8、図9に示したように小字「長市」に突きあたることになる。この場合、河川（人工水路）より先に道路が存在していたと考えられるところから、この水路と道路との交点に「市」があった可能性がある。そうであれば第39次調査区も

ほぼ道路に沿うことになり、道路と水路を意識した建物群とすれば、やはり「市」に関連した官衙遺構と考えたい。

第22次調査区より北側に道路が延びていたとすれば、それはどこまでか、人工水路を縦断すれば、そこに橋はなかったのか、水路に沿って道路はなかったのか等、解明されるべき問題点も多い。

おわりに

いくつかの問題点について大胆な憶測で述べただけに問題点も多い。この拙い文が若干でも調査・研究の助けになれば幸いに存じます。これまで、「那珂市」、「那珂津」について触れた論文・報告書は皆無だったので、これを契機に官家・市・津・河川（人工水路）との関連を述べる記述がみられることを期待したい。なお、福岡市教育委員会の長家伸氏には地図・諸資料・文献、発掘現場への案内等で御配慮いただき厚く御礼申し上げます。



注(福岡市教育委員会は福市教、福岡市埋蔵文化財調査報告書は福市理とす。)

- (1) 『比恵遺跡』(1985):福市理第116集、福市教
- (2) 日野尚志(1976):筑前国那珂・麻田・柏屋・御笠4郡における条里について『佐賀大学教育学部研究論文集』第24集(1)
- (3) 『那珂久平遺跡I』(1986):福市理第133集、福市教
- (4) 『比恵35』(2004):福市理第821集、福市教
- (5) 『東那珂遺跡I』(1995):福市理第400集、福市教
- (6) 『鴨體館跡I』(1991):福市理第270集を始めとして、2(315集),3(355集),4(372集),5(416集),6(486集),7(487集),8(545集),9(586集),10(620集),11(695集),12(733集),13(745集),14(783集)まで毎年発刊されている。
但し、2000年には刊行されていない。10は1999年刊行。福市教
- (7) 日野尚志(1979):『駿路考』—西海道・南海道の場合—『九州文化史研究所紀要』第24号
- (8) 『有田・小田部遺跡』第16集(1992):福市理第308集を始めとして、513集(1997),649集(2000),657集(2000)、福市教
- (9) 『九州古瓦図録』(1981):九州歴史資料室 柏屋書房
- (10) 『内橋登り上り遺跡』(1994):柏原町文化財報告書 第8集 柏原町教育委員会
- (11) 『下月隈C遺跡IV』(2004):福市理第795集、福市教
- (12) 『多く良田遺跡II』(1980):福市理第53集、福市教
- (13) 『阿恵古屋敷遺跡』(1995):柏原町文化財調査報告書、柏原町教育委員会
- (14) 『井相田C遺跡I』(1987):福市理第152集、福市教
- (15) 『高畠遺跡』(2004):福市理第799集、福市教
- (16) 『台川・池田・池ノ上遺跡』(1998):大野城市文化財調査報告書、大野城市教育委員会
- (17) 前掲(10)
- (18) 『江辻遺跡』(2002):柏原町文化財調査報告書第18集、柏原町教育委員会
- (19) 『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』(1991):奈良国立文化財研究所
- (20) 『大宰府史跡出土木簡概報(二)』(1985):九州歴史資料館
- (21) 『寧榮遺文』下巻(1967):東京堂出版
- (22) 『風土記逸文注釈』(2001):翰林書房
- (23) 前掲(21)
- (24) 甲斐孝司(2004):「鹿部田淵遺跡の官衙の大型建物群」、『福岡大学考古学論文集』一小田富士雄先生退職記念—
- (25) 『井尻B遺跡12』(2004):福市理第787集、福市教
- (26) 『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(18)』(2004):奈良文化財研究所
- (27) 『藤原宮出土木簡』(1975):奈良国立文化財研究所
- (28) 『藤原宮跡出土木簡概報』(1968):奈良県教育委員会
- (29) 『藤原宮出土木簡(5)』(1981):奈良国立文化財研究所
- (30) 『寧榮遺文』上巻(1967):東京堂出版
- (31) 水野時二(1971):「条里制の歴史地理学的研究」、大明堂
- (32) 『平安遺文』第1巻(1967)○162、他に○154,○157,○158,○160がある。東京堂出版
- (33) 前掲(2)
- (34) 日野尚志(1975):「筑後川右岸における条里について」
一筑前国夜須・上座・下座三郡、筑後国御原・御井(一部)二郡の場合—『佐賀大学教育学部研究論文集』第23集
- (35) 日野尚志(1970):「筑後生糞・竹野郡の条里と都境」、『地形図に歴史を読む』、大明堂
- (36) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(11)』(1977):奈良国立文化財研究所
- (37) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(21)』(1989):奈良国立文化財研究所
- (38) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(27)』(1993):奈良国立文化財研究所
- (39) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(6)』(1969):奈良国立文化財研究所
- (40) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(27)』(1993):奈良国立文化財研究所
- (41) 『比恵遺跡群』(11)(1992):福市理第289集、福市教
- (42) 『古代資料編』(2003):太宰府市史、ぎょうせい
- (43) 『比恵遺跡群(8)』(1988):福市理第174集、福市教
- (44) 『比恵遺跡群(12)』(1993):福市理第325集、福市教
- (45) 『比恵遺跡』(1984):福市理第116集、福市教
- (46) 『比恵遺跡群(28)』(1999):福市理第596集、福市教
- (47) 前掲(11)
- (48) 久住猛雄(1999):弥生時代終末期「道路」の検出、『九州考古学』第74号
- (49) 前掲(41)
- (50) 『比恵22』(1999):福岡市埋蔵文化財年報VOL4、福市教

書名ふりがな なかさんじゅうはち
書名 那珂38
副書名 －那珂遺跡群第93次調査報告－
巻次
シリーズ名 福岡市埋蔵文化財調査報告書
シリーズ番号 842
編監者名 長家 伸
編集機関 福岡市教育委員会
発行機関 福岡市教育委員会
発行年月日 20050331
作成法人ID
郵便番号 810-8621
住所 福岡市中央区天神1-8-1
遺跡名ふりがな なかいせきぐん
遺跡名 那珂遺跡群
所在地ふりがな ふくおかしかたくとうこうじ2ちょうめ34ほか
遺跡所在地 福岡市博多区東光寺2丁目34他
市町村コード 40132
遺跡番号 37-0085
北緯 33° 34' 33"
東經 130° 26' 12" (世界測地系)
調査期間 20030922-20031107
調査面積 781
調査原因 共同住宅建設
種別 集落
主な時代 弥生
遺跡概要 集落 土坑4+井戸2+溝1+包含層
特記事項

福岡市埋蔵文化財調査報告書第842集

那 珂 38

－那珂遺跡群第93次調査報告－

発 行 福岡市教育委員会
福岡市中央区天神1丁目8-1
2005年(平成17年)3月31日
☎092(71)4667

印 刷 国崎美峰堂
福岡市東区箱崎1丁目20-5

